

萬葉集新考卷二十下

186

159

186-159



\*1200700343268\*

井上通泰著

萬葉集新考卷二十下

歌文珍書保存會



萬葉集新考卷二十下

歌のしをり 観の番号は長歌大

四四〇八 おほきみの

いへびとの

四四一〇 みそらゆく

いへづとに

しまかげに

まくらだち

おほきみの

四四一五

しらたまを

くさまくら

あかごまを

一 二 三 頁

一 二 八

一 二 九

一 三 〇

一 三 一

一 三 二

一 三 三

四四二〇

わが加どの  
いはろには

一三五  
一三八

くさまくら

一三九

わがゆきの

一四〇

わがせなを

一四一

あしがらの

一四三

いろふかく

一四五

さきもりに

一四七

あめつしの

一四三

いはのいもろ

一四五

わがせなを

一四五

うまやなる

一四五

あらしをの

一四七

四四三〇

ささがはの

一五〇

さへ奈へぬ

一五一

あさなさなる

一五三

ひばりあがる

一五四

四四三五

ふふめりし

一五五

やみのよの

一五六

ほととぎす

一五七

ほととぎす

一五七

まつがえの

一六〇

あしがらの

一六一

たちしなふ

一六二

わがせこが

一六二

四四四〇

ひさかたの

一六二

四四四五

わがせこが

うぐひすの

わがやどに

まひしつ

あぢさゐの

なでしこが

わがせこが

うるはしみ

をどめらが

あきかせの

たかやまの

あかねさす

ますらをを

一六三

一六四

一六五

一六六

一六七

一六八

一七〇

一七一

一七二

四四六〇

すみのえの

にほごりの

あし苅爾

ほりえこぐ

ほりえより

ふなぎほふ

ほとどぎす

ほとどぎす

ひさかたの

しきしまの

つるぎだち

うつせみは

わたるひの

一七四

一七九

一八〇

一八一

一八三

一八四

一八七

一九七

二〇〇

二〇〇

二〇一

四四七〇

みつばなす

けのこりの

おほきみの

うちひさす

むらどりの

はつゆきは

おくやまの

ゆふぎりに

さほがはに

あさよひに

あしひきの

ほりえこえ

二〇二

二〇四

二〇五

二〇六

二〇七

二〇八

二一〇

二一一

二一二

二一五

二一七

四四七五

四四八〇

四四八五

四四九〇

うつりゆく

さくはなほ

さきのはな

あめつちを

いざこども

みゆきふる

うちなびく

あらたまの

おほきうみの

つきよめば

はつはるの

二一八

二二〇

二二二

二二三

二二五

二二七

二二七

二二八

二二九

二三〇

二三七

二四二

四五〇〇

うらめしく  
みむといはば  
はしきよし  
わがせこし  
うめのはな  
やちくさの  
うめのはな  
きみがいへの  
うるはしと  
いそのうらに  
たかまどの  
たかまどの  
たかまどの

二四三  
二四四  
二四五  
二四六  
二四七  
二四八  
二四九  
二五〇  
二五一  
二五二

四五〇五

四五一六

四五一〇

はふくすの  
おほきみの  
をしのすむ  
いけみづに  
いそかげの  
あをうなばら  
あきかせの  
あらたしき

二五三  
二五五  
二五六  
二五七  
二五八

陳防人悲別之情歌一首并短歌

大王オホキミの まけのまにまに 島守シマモリに 我我ワカガたちくれば (ははそば

の) ははのみことは みものすそ つみあげかきなで (ちちの

みの) ちちのみことは (たくづぬの) しらひげのうへゆ なみ

だたり なげきのたばく (かこじもの) ただひとりして あさ

とでのかなしき吾子 (あらたまの) としのをながく あひみ

すば こひしくあるべし 今日だにも ことごとひせむと をし

みつわ かなしびいませ (若草の) つまもこどもも をちこち

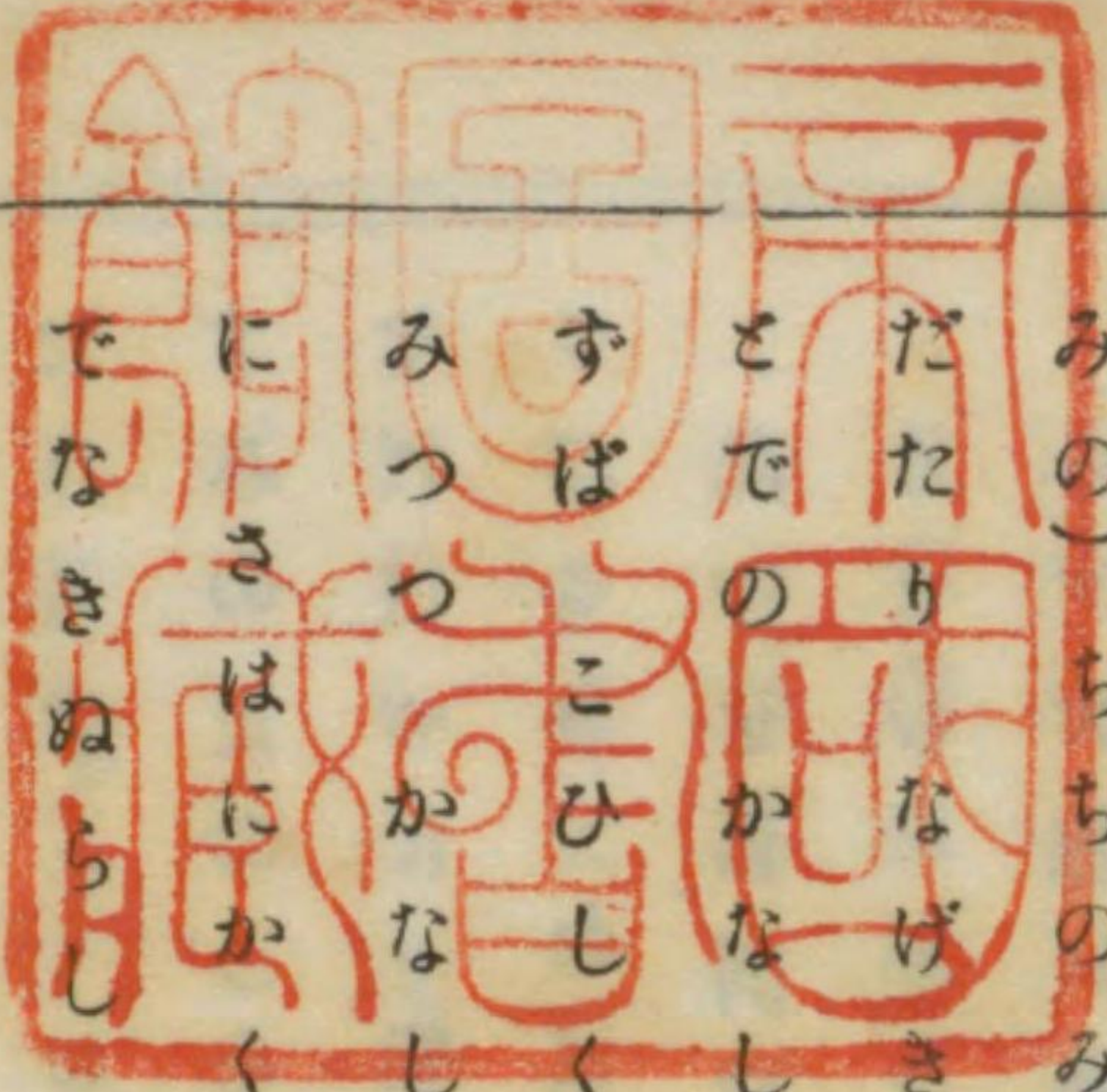
に さはにかくみる (春鳥の) こゑの)さまよひ しろたへのそ

でなきぬらし たづさはり わかれがてにと ひきとぞめし

たひしものを 天皇オホキミの みことかしくみ (たまほこの) みちに

出立イデタテ をか之ノさき いたむるごとに よろづたび かへり見し

つつ はろばろに わかれしくれば おもふそら やすくもあ





らすこふるそらくるしきものを(うつせみの)よのひとなれば(たまきはる)いのちもしろす海原のかしこきみちをしまづたひいこぎわたりてありめぐりわがくるまでにたひらけくおやはいまさねつつみなくつまはまたせとすみのえのあがすめがみにぬさまつりいのりま<sup>ッ</sup>字してなにはづに船をうけするやそかぬきかことこのへてあさびらきわはこぎでぬといへにつげこそ

島守を舊訓以下皆サキモリとよめり。按ずるにもしサキモリとよむべくば埼守前守などこそ書くべけれ。四卷(一〇八頁)なるワガ戀ニアニマサラジカオキツ島守又七卷(一六〇頁)なるコトシユク新島守ガ麻ゴロモと共に皆シマモリとよむべし。さてそのシマモリはサキモリの別稱とすべし。〇我我タチクレバの上の我は諸本に和とあり。反歌にも和我とあればげに

和の誤なるべし。〇ミモノスツミアゲカキナデを二註に母の御裳の裾をつまみあげて子の頭あるは衣裳を搔撫つくろふさまなりといへるは非なり。母が其裳を摘上げ又搔撫づるなり。上に(同じ作者の歌に)トリヨソヒ門出ヲスレバ、タラチネノ母ハカキナデ、若草ノ妻ハトリツキとあるとは自他相齊しからず。〇ウヘユは上ニなり。タリは垂<sup>クラ</sup>シなり。いにしへは自佗共にタリといひしなり。ノタバクはノタマハクなり。タマフを古語にはタブといひしなり。(二卷五三頁参照)〇タダヒトリシテは唯獨ニテなり。アサトデは朝に門出するなり。但アサトデスルといはではタダヒトリシテの収まる處なし。〇コトドヒセムトは飽クバカリ物言ヒカハサムトとなり。ヲシミツツは別ヲ惜ミツツなり。イマセはイマセバなり。〇カクミ井は我ヲ圍ミ居と

なり。サハニは無論子どものみを指していへるなり。○春鳥は二註の如くハルトリとよむべし(舊訓にはウグヒスとよめり)さてコエノまでを枕辭とすべし。サマヨフはサケブのうらにて聲高からず啼くをいふ。はやく二卷(一五九頁)に春鳥ノサマヨヒヌレバとあり。○タヅサハリは我手ヲ握リテとなり。ワカレガテニトは別レ敢へズなり。敢へズをガテニトといふは知ラズをシラニトといふと同例なり。○天皇は古義に従ひて大皇の誤としてオホキミとよむべし。○ヲカ之サキの之は卷中の例を見るに乃とあるべし。現に乃と書ける本あり。但下にウエ木之樹間ヲ、年之始ノなど取外したる例もあり。○ヲカノサキのサキは鼻なり。イタムルのイは添辭、タムルは契沖雅澄のいへる如く廻ルなり。略解に『タムルは丘の撓みたる所をいふ』といへるはいみじき誤なり。○オモフソラ、コフルソラのソラ

は氣分といふばかりの意なり。さてクルシキモノヲは苦シカリケリ、サテと改めて心得べし。調の爲に枉げて下へつづけたるなり。○イノチモシラズはイツ死ナム壽命トモ知ラヌガと俗語ならばいふべき處なり。○アリメグリは上(四〇頁)なる同じ作者の歌にアリメグリ事シヲハラバ、ツツマハズカヘリキマセトとあり。行キ廻リツツとなり。クルマデニは還リ來ルマデなり。マタセは待タシヤレなり。○スミノエノ神が海路を守る神なる事、人の知れる如し。アガといへるは親しみて云へるなり。スメガミはもと皇統の神なるを轉じてただに神の尊稱としたるなり。はやく十三卷にも山科ノイハ田ノモリノ、スメ神ニヌサトリムケテといひ十七卷なる家持の二上山賦にもスメガミノスツミノ山ノ云々といへり。○マヲシテをマウシテと訛れる例は上にも見えたり。但ここは諸本に乎とあれば

字とあるは誤寫にてもあるべし。トトノヘテは呼び集むる事、アサビラキは朝に船出する事にて皆上に例あり。イヘニは家人ニなり。終の句どもは上(七二頁)なる防人の歌になにはづにみふねおろするやそかぬきいまはこぎぬといもにつげこそとあるに似たり

反歌

いへびどのいはへにかあらむたひらけくふなではしぬとおやにま<sup>△</sup>字さね  
イハヘニカはイハヘバニカにて祈レバニヤなり。ここの字も諸本に乎とあり  
みそらゆくももつかひとひとはいへぞいへづとやらむたづきしらすも

アマトブヤ雁ヲツカヒニエテシガモといふ歌あればミソラユク雲ヲツカヒニなぞいふ歌もありけむかし。第四句は家裏ヲ托ッケ遣ラムと心得べし。タヅキはスベなり  
いへづどにかひぞひりへるはまなみはいやくしくしくにたかくよすれぞ

第二句は貝ヲゾヒリフとあらでは結句と相かなはず。もし援けて云はばタカクヨスレドは高ク寄セシカドの意なりと云ふべし  
しまかげにわがふねはててつけやらむつかひをなみやこひつづゆかむ

二月二十三日兵部少輔大伴宿禰家持

第二句にて切りてツケヤラムは使につづけて心得べし。ツケは托なり。上(七三頁)にもアガコヒヲシルシテツケテイモニシ

ラセムとあり○結句は更ニコヒツツ行カムカとなり。第四句のヤは結句の下に引下して釋くべし

○まくらだちこしにとりはきまがなしきせろがまきこむつくのしらなく

右一首上丁那賀郡檜前舍人石前之妻大伴眞足母マクラダチを眞淵は眞黒太刀の訛として衣服令に見えたる烏装横刀の事としたれど兵衛ならぬ防人が朝服ならぬ平服に黒漆刀を帯びむこといかがあらむ。宣長はこは枕刀なるべし。常に床の邊におく意也といへり。案するにいにしへ太刀を置く處は床の邊と定まりたりけむ。古事記なる倭建命の御歌にもをとめの、このへに、わがおきし、つるぎのたち、そのたちは

や

とあり。さて何故に床の邊に置きしかといふに床は集中にもイハヒベスエツアガ床ノヘニなどありて家の中にて最神聖なる處とせしならむ。トコ的一名をユカといふも齋處の意なるべし。○マガナシキはカハユキなり。マキはマカリの約なり。ツクは月の訛なり。眞足母は諸本に眞足女とあり。古義の如くマタリメとよむべし。天、鈿女、天探女を始として女の名にメを添へたる例多し。否奈良時代の戸籍を見るに當時の平民の婦女は必何々賣といひしなり。下にもトジメ、クロメ、オトメ、アタメなど見えたり。おほきみのみことかしこみうつくしけまこがてはなれしまづたひゆく

右一首助丁秩父郡大伴部少歳

ウツクシケはウツクシキの訛にてカハユキといふことなり  
○マコを契沖以下眞子とせり。就中契沖は十九卷にムカシヨ  
リカタリツギツル、ウグヒスノウツシ眞子カモとあるにより  
て子の事とし二註には妻の事とせり。案ずるにマコは妻子の  
訛なるべし。家をイハと訛れるを思へばメコをマコとも訛る  
べし

少歳の少は諸本に小とあり。但古書には少と小とを通用せり  
し。たたまをてにとりもしてみるのすもいへなるいもをまたみ  
ても<sup>△母ヤ</sup>也<sup>△モ</sup>

右一首主張荏原郡物部歳徳

モシテはモチテ、ノスモはナスモの訛なり。母也は契沖の説に  
従ひて也母の顛倒とすべし。ミテモヤモは見テムヤモの訛に  
て見テムカ、イカガアラムといへるなり。モは無意義の助辭な

り。ヤハの意のヤモにあらず  
主張は諸本に主帳とあり。なほ其下に丁の字あるべきが如く  
なれど上(一一七頁)にも主帳とのみ書ける例あり  
(くさまくら)たびゆくせながまるねせばいはなるわれはひもと  
かすねむ

右一首妻棕椅部刀自賣

マルネはマロ寐、イハは家の訛なり  
あかごまをやまぬには賀しとりかにてたまのよこやまかしゆ  
かやらむ

右一首豊島郡上丁棕椅部荒虫之妻宇遅部黒女

ハカシを前註にハナチの訛としたれど賀は奈の誤字ならむ。  
宣長の云へる如く野山に放飼にしたるなり。○トリカニテは  
トリカネテの訛にて捕へカネテなり。カシは徒の訛なり。夫の

多摩の横山を越えて行かむとするに馬に乗せて遣るを得ざるを憾みたるなり。略解に『此歌は荒虫の妻が實に馬をとりにがしてかくよめるならん』といへるはいみじき誤なり。○タマノヨコ山は犬鷄隨筆に

猿渡盛章説に玉河の南によこほりふせる山は甲斐國の横山といふ地より多摩郡まで遙につづける山あればそれならん多摩の横山なるべきといへり

といへり。但甲斐國の横山とあるは『甲斐國との界に近き横山』の誤にや。盛章は當國府中の人なり。新篇武藏風土記稿にも横山とは小佛巖より亘り由木、關戸並に橘樹郡の界まで東の方へ連り出たる山なり

といへり。畢竟多摩川の南岸に連亘せる丘陵の總稱にて當時の國府即今の府中より相模國に出づるには必越えざるべか

らざる山なり。今の八王子市の舊名を横山宿といひき。又八王子市の西南にありてこたび多摩陵を設けられし處を横山村といふ。此等は山の名が一地方の名となりて残れるなり。但横山村は明治年間の命名なり  
わがかごのかたやまつばきまことなれわがてふれななつちにおちもかも

右一首在原郡上丁物部廣足

初二は我門ノ片山ノ椿といふべきを下なるノを省きたる爲にききまごはるるなり。門前に片山ありて其片山に椿の生ひたるなり。カタ山は端ナル山なり。さて海石榴は女をよそへたるなり。ナレは汝なり。○奈奈は東語の辭なり。宣長は『奈々はただ不といふ意の東語也』といひ雅澄は『東歌に奈奈といへるは皆不と云に同じ』といへり。十四卷に

にひた山ねにはつか奈那わによそりはしなる兒らしあや  
にかなしも(七二頁)

しらとほ布をにひた山のもる山のうらがれせ那奈とこは  
にもがも(九八頁)

よひなはこ奈爾あけぬしだくる(一二三頁)

なやましけ人妻かもよこぐ舟のわすれはせ奈那いやもひ  
ます爾(二一三頁)

下にも  
わがせなをつくしへやりてうつくしみおびはとか奈奈あ  
やにかもねも

とあり。此等の例を見渡すに雅言のセズシテ、俗語のセズニに  
當るが如し○四五を雅澄は

此は契りて未娶らざる女をいへるにて契をばかはせるも

のから遠く別れ居て未わが手觸ぬ間に汝實におちぶれな  
むか、さても心がかかりや、と別に臨みてうしろめたく憐みた  
るなるべし

といへり。案するに花は手を觸るれば散るものなるを花をい  
たはる事を手ヲ觸ルといふべけむや。但雅澄が契りていまだ  
娶らざる女をいへりといへるはさる事にて第三句以下の意

は  
マコトニ汝、我ナラヌ人ノ手ニ觸レテ地ニ落チムヤハ、オチ  
ハセジ

といへるなり。オチモカモは落チムヤハなり○十七卷なる  
うぐひすのきなくやまぶきうたがたもきみが手ふれず花  
ちらめやも

と相似たる所あり

いはろにはあしふたけごもすみよけをつくしにいたりてこふしけもはも

右一首橘樹郡上丁物部眞根

イハは家、ロは助辭なり。上(一二〇頁)にもワガ家ニをワガイハロニといへり。○アシブは蘆火、スミヨケヲは住好キヲ、コフシケモハモは戀シク思ハムの訛なり。  
(くさまくら)たびのまるねのひもたえばあがてとつけるこれのはるもし

右一首妻棕椅部弟女

マルネはマロネ、ハルモシは針持を訛れるなり。○ヒモタエバは附紐ガキレナバとなり。○アガテトは己ガ手トにて眞根自身ノ手ニテとなり。契沖が『アガは妻の我なり』といひ二註に『吾手ト思ヒテツケヨといふ也』といへるは誤なり。○ロは雅言の

ヨにて今も東語に残れるロなり。例は十四卷(一二七頁)にアドセロトカモアヤニカナシキ又(一七七頁)アゼセロトココロニノリテココバカナシケとあり  
わがゆきのいきづくしかばあしがらのみねはほくもをみととしぬばね

右一首都筑郡上丁服部於田

ワガユキは我旅行なり。イキヅクシカバはイキヅカシカラバにてナゲカハシカラバと云はむに同じ。カラバを東語にカバといひし例は十四卷にカクダニモ國ノトホカバナカ目ホリセム(四五頁)ネモコロニオクヲナカネソマサカシヨカバ(七五頁)などあり。○ハホはハフ、ミトトは見ツツの訛なり。我行役ノナゲカハシカラバ足柄ノ峯ニハフ雲ヲ見ツツ我ヲ思へヨといへるにて上(七四頁)にもツクバネヲフリサケ見ツツ妹ハシ



ヌバネなど似たる歌あり  
略解に

於田の田は由の誤か。老といへる名此ころ多し  
といへり。元暦校本に田の傍に由イと書けり  
わがせなをつくしへやりてうつくしみおびはとかなな阿也爾  
かもねも

右一首妻服部皆女

下にも

わがせなをつくしはやりてうつくしみえびはとかなな阿  
也爾かもねも  
とあり○ウツクシミはイトホシサニなり。トカナナは解カズ  
ニなり○阿也爾は阿世爾の誤かとも思へど下にも阿夜爾と  
あり。そのアヤニはいかに心得べきか。アヤニカシコシなどの

アヤニは怪シク異ニといふことなれどここなるは然心得て  
は聞えず。サナガラニなどいふことを東語にアヤニといひし  
にあらざるか○上にも

くさまくらたびゆくせながまるねせばいはなるわれはひ  
もどかずねむ

とあり

あしがらのみさかにたしてそでふらばいはなるいもはさやに  
みもかも

右一首埼玉部上丁藤原部等母麿

タシテは立チテ、イハは家、ミモは見ムの訛なり  
いろふかくせながころもはそめましをみさかたばらばまさや  
かにみむ

右一首妻物部刀自賣

二月二十△日武藏國部領防人使掾正六位上安曇宿禰  
三國進數歌二十首。但拙劣歌者不取載之。

ミサカタバラバの例は此卷の上(七九頁)なる長歌にアシガラ  
ノミサカタマハリとあり。タマフの古語はタブなればタマハ  
ルの古語はタバルなり。ここにタバラバとあるを見ても宣長  
等がミサカタマハリを御坂ヲ廻リの意とせる説の誤れるを  
知るべし。さてミサカタバラバはサテ許サレテ足柄ノ御坂ヲ  
越ユナラバと心得べし。○右二首は臨別の贈答なり。等母麻呂  
が足柄の御坂にてよみし歌を故郷なる妻の聞きて和せしに  
あらず

代匠記に

二十の下に字落たり。其故は上に二十三日の歌あり。それよ  
り前皆次第あれば二十四日已後なるべし

といへり  
さきもりにゆくはたがせととふひとをみるがともしさものも  
ひもせず

結句は第三句のトフにかかれり。トモシサはウラヤマシサな  
り。見物中の一婦人が防人に行くは誰ぞと傍人に問ふを聞き  
て防人の妻が妬み羨みてよめるなり。めでたき歌なり  
あめつしのかみにぬさおきいはひつついませわがせなあれを  
しもはば

アメツシは天地の訛なり。ヌサオキは幣を物に置きて奉るな  
り。イハヒツツは祈リツツ、イマセは行キマセなり。結句は吾ヲ  
イツクシク思ハバとなり。○これも防人の妻の歌なり  
いはのいもろわをし乃ぶらしまゆすひにゆすひしひものごとく  
らくもへば

イハは家の訛、イモロの口は助辭なり。○シヌブをシノブと訛りしは東語のみならで當時はやく雅言にも訛りしなり。たとへば十七卷に

よろづ代どころはとけてわがせこがつみし手みつつし乃びかねつも

又佛足石歌に

ますらをのすすみさきだちふめるあとをみつつし乃ばむただにあふまでに

とあり。○麻由須比爾由須比之を契沖は

由と牟と同韻にて通すれば眞結なり。ユスビシも結ビシなり

といひ二註にも『ユスビはムスビなり』と云へり。ムをユと訛れる例ありやおぼつかなし。ユスビと清みてヨソヒの訛とすべ

きにあらざるか。○例の人ニ戀ヒラルレバ紐オノヅカラ解ク

といふ俗信によりてよめるなり。わがせなをつくしはやりてうつくしみえびはとかななあやにかもねむ

はやく上に出でたり。ツクシハはツクシへ、エビは帶の訛なり。うまやなるなはたつこまのおくる我<sup>ガ</sup>弁<sup>ハ</sup>いもがいひしをおきて

かなしも。初ニは駒ノ起クルを送ルにいひかけたる序にや。奮ひ起るを

オクルともいふべし。オコルはやがてオクルの轉なればなり。オキテは後ニ殘シ置キテなり。○二註にオクルガへを十四卷

なる。かみつね佐野のふなばしとりはなしおやはさくれどわ

はさかる賀倍(八三頁)

わが目づまひとはさくれどあさがほの等思佐倍己其登わ  
 はさかる我倍(一六四頁)  
 のサカルカへと同格としたり。案ずるにサカルカへは離ルカ  
 ハの訛なればもしこれと同格とせばオクルカへはオクルル  
 カへといひ又その下にトを添へざるべからず。さてオクルル  
 カへは例の如く終止格を用ひてオクルカへともいふべけれ  
 どもトは之を略すれば妹ガイヒシにつづかざるが故に決して  
 略すべからず。然もトを寫し落したるなりとも見るべからず。  
 よりて思ふにオクル我弁はおなじく十四卷なる  
 こまにしき紐ときさけてぬる我倍爾あどせろとかもあや  
 になしき(一二七頁)  
 あかみ山くさねとりそけあはす賀倍あ良そふいもしあや  
 になしき(一四〇頁)

のヌルガヘニ、アハスガへと同格にて送ルガ上ニといふ事な  
 らむ。又イヒシヲは恙ナク往キテ還リマセナドカニカクニ云  
 ヒシヲといふ事ならむ  
 あらしをのい乎ルさたばさみむかひたちかなるましづみいでて  
 登あがくる

アラシヲは壯士なり。上(七九頁)にも例あり○伊乎佐のサは箭  
 なり。略解に伊乎を伊本の誤として五百の義とせり。さて五百  
 矢は數多くしてタバサミとあるにかなはねば『あやにいへる  
 と心得べし』とことわれり。案ずるにたとひ辭の文なりとも五  
 百矢タバサミと云ふべきにあらず。されば古義には  
 伊は例のそへことばにて小箭タバサミなるべし  
 といへれど小といふ添辭に更に伊といふ添辭を加へたる例  
 を知らず。乎は留などの誤にていにしへ手して投ぐるをナグ

ル矢ヤといひしに對して弓につがへて射るをイル矢ヤといひしにあらざるか。ナグルサは十三卷(一九五頁)に見えたり。因にいふ。後の歌にアヅサ弓イルサノ山とよめるイルサはやがてイル矢ヤにあらざるか。即アヅサ弓はイルのみに加からでイルサまで加かれるにあらざるか。○さて其下を太波佐美と書けるにつきて古義に手挾はタバサミとタを清みハを濁りて唱ふべきを上よりつづく便によりて下の濁音を上にうつす古言の一格にて十九にヨクダチニといふべきを夜具多知爾とよみ馬タギ行テといふべきを馬太伎由吉豆とよめるなど是なり。といへり。案ずるに太は常にはタの濁音に用ふれど又彌禰太可美(十七卷)五十殿ト寸キ太テ(十二卷)など清音に用ひたる例もあり。又バに清音の波を借るは常の事にて今歌などを書くに假字

に濁をささぬと相齊し。さればこゝはタバサミとよみて可なり。○ムカヒタチを眞淵は的に向ひ立つなりといひ宣長雅澄は猪鹿に向ひ立つなりといへり。前者に従ふべし。さて上三句はカナルにかかれる序なり。十四卷(二二頁)にもあしがらのをてもこのもにさすわなのかなるまじづみ許呂安禮ひもどく。とあり。カナルはをめぐ事なり。矢を放つ時所謂矢聲を擧ぐればムカヒタチカナルとつづけたるなり。さて此序は又一巻にますらをがさつ矢たばさみむかひたちいるまど方はみるにさやけし。とあるに似たり。○カナルマが騒といふ事、シヅミがシヅマリリの約なるべき事は十四卷(二三頁)にいへる如し。○結句の登は楚などの誤とするか又はドと濁り訓みてゾの訛とすべし。此

卷九三頁參照。イデテは家ヲ出デテなり

ささがはのさやぐしもよにななへかるころもにませるころが  
はだはも

ササガハノサヤグは笹の葉が風に騒ぐなり。霜に騒ぐにあら  
ず。後の歌に霜サヤグとよめるは此歌又古今集なる  
さかしらに夏は人まねささの葉のさやぐ霜夜をわがひと  
りぬる  
をあしく心得たるなり。○ナナヘカルは七重著ルの訛かとも  
思へど此卷にも十四卷にもイ列をア列に訛れる例無ければ  
ケルの訛とすべし。ケルは著タルなり。古義に著ケルなりとい  
へるは非なり。ナナへはただアマタといふ事なり。○マセルを  
古義に  
マサレルなり。サレの切セとなれり

といへるはいみじき誤なり。マセルはマスのはたらけるにて  
マシタルにおなじ』とはいふべし。さて又古義に  
マサルと云とは異なり。マサルを通はしてマセルと云るに  
あらず  
といへれど今は妹と相寝たるにあらざればマサル又はマサ  
ラムとはいふべくマセル(マシタル)とはいふべからず。されば  
コロモニマセルは衣ニマサルの訛とすべし。○ハモは人又は  
物をおもひやる意の辭なり。されば此歌は防人に出で立ちて  
の後によめるなり。上に  
たびごろもやつ著かさねていぬれどもなほはださむしい  
も爾しあらねば  
とあると相似たり  
さへ奈へぬみことにしあればかなしいもがたまくらはなれあ

やにかなしも

右八首昔年防人歌矣、主典刑部少録正七位上磐余伊美吉諸君抄寫贈兵部少輔大伴宿禰家持

奈はおそらくは安などの誤ならむ。サヘアヘヌは障へ敢へヌにてコトワリカチルなり  
主典とあるを古義に

此に主典と云るは其國目といへるなるべし。目を主典とかけるとは守介掾を長官次官判官とあるに同例なり  
といへれど佐官とあらばこそ長官次官判官とあると同例とすべけれ、今は主典とあれば和名抄に佐官、勘解由ハハ曰主典とあるに依りて勘解由使の佐官とすべし。その勘解由、主典が刑部省の佐官即少録を兼ねたるなり。勘解由使の職員は諸國廳の職員と接觸する機會多ければ防人の歌を聞く便宜あるべき

なり

三月三日檢校防人、勅使并兵部使人等同集飲宴作哥三首

あさなさなあがるひばりになりてしがみやこにゆきてはやかへりこむ

右一首勅使紫微大弼安倍、沙美鷹朝臣  
滞留の長きにわびてよめるなり。ハヤはスグニなり

紫微中臺は皇后宮職にて大弼はその次官なり。兵部使人は兵部省の出張員なり。家持は即兵部使人のうちなり

ひばりあがるはるべとさ夜ヲになりぬればみやこもみえずかすみたなびく

略解に佐夜爾は佐倍爾の誤なるべしといへり。夜は良の誤ならむ

ふふめりしはなのはじめにこしわれやちりなむのちにみやこへもかむ

右二首兵部少輔大伴宿禰家持

初二は花ノフフメリシ始ニといふべきを顛倒したるなり。二月十七日に奈良より來し途にてよみし  
たつた山見つつこえこしさくらばなちりかすぎなむわが  
かへるとに  
といへる歌と對照すべし  
諸本に兵部使少輔とあり。それも斥け難し。兵部使兵部少輔の略と見べきが故なり

昔年相替<sup>リ</sup>防人歌一首

(やみのよの)ゆくさきしらすゆくわれをいつきまさむととひし  
こらはも

初句は闇夜ノ如クとなり。イツキマサムトはイツ歸リ來マサムトなり。○太宰府に著せむ後はいづくに遣られむとも知られねばユクサキシラズといへるなり。古義に『此は妻子に別れてかなしさに心もかきくれまどひ行くよりいへるなるべし』といへるは非なり。○十七卷に  
大海のおくかもしらすゆくわれをいつきまさむととひし  
兒らはも

先、太上天皇御製霍公鳥歌一首

ほととぎすなほもなかなむもどつひとかけつつもとなあをね  
しなくも

結句の語例は十四卷にアヲ子シナクナ(二五頁)アヲ子シナク  
ヨ(一一九頁)アヲネシナクル(一三二頁)とあり。吾ヲ音ニ泣カス



ルヨといふ意なり。○ナホモナカナムは默シテ啼ケとなり。二三の間に汝ガ聲ヲアゲテ啼イテといふことを加へて聞くべし。○モトツ人は故人なり。契沖は御母元明天皇の御事とせり。さらすともあるべし。カケツツはモトツ人ノ上ヲカケツツにて故人ヲシノビツツとなり。格を正さばカケサセツツとあるべし。○古義にモトツ人ホトトギスナホモナカナムと句をおきかへて心得べしといへるはいみじき誤なり。

△ハ 陸、妙觀應、詔奉、和歌一首

ほとどぎすここにちかくをきなきてよすぎなむのちにしるしあらめやも

陸は一本に薩とあり又續日本紀に

神龜元年五月辛未從五位上薩、妙觀賜姓河上、忌寸

とあれば薩の誤とすべし。歸化の尼にて元正天皇に仕へし人

なるべし。薩は氏なり。チカクヲのヲは助辭なり。除きて心得べし。四五は天皇ノ聞カセ給フ時ノ過ギナム後ニハ啼クトモ詮アラムヤといへるなり。○詔に應じて同じく霍公鳥を詠じたるまでにて歌の意は御製のと相與からず。契沖雅澄は誤解せり。冬日幸于鞞負御井之時内命婦石川朝臣應、詔賦雪歌一首。諱曰色婆。

まつがえのつちにつくまでふるゆきをみずてやいもがこもりをるらむ。于時水主内親王寢膳不安累日不參、因以此日太上天皇勅侍孀等曰、爲遣水主内親王賦雪作歌奉獻者、於是諸命婦等不堪作歌、而此石川命婦獨作此歌奏之。右伴四首上總國大掾正六位上大原真人今城傳誦云爾。

靱負御井は續紀寶龜三年三月の下にも見えたり。靱負と名を  
 負へる所以は明ならず。宣長は『若靱負の府の内にある井を云  
 にやあらむ』と云へり。○内命婦石川朝臣は四卷(一六八頁)に大  
 伴坂上郎女之母石川内命婦とありて大伴安麻呂の妻なり。略  
 解に『旅人卿の後妻、家持卿及坂上郎女の母也』といへるはいみ  
 じき誤なり。坂上郎女は家持の叔母にて旅人の妹なり。さて此  
 命婦は旅人には繼母なるべし。○色婆は諸本に邑婆とあるに  
 従ひてオホバとよむべし。オホバは祖母なり。婆と書けるは借  
 音なり。  
 因にいふ。婆、媪などの訓を從來オバとしたれど翁の訓のヲ  
 デなるを思へばオバにはあらでヲバなるべし。  
 イモといへるを二註に天皇に代り奉りてよめる爲としたれ

ぞ題辭及左註の趣、天皇に代り奉りてよめりとは思はれず。臣  
 下が内親王を指し奉りて妹といはむはなめげなれど當時の  
 風習又内親王と石川内命婦との關係としてなめくはあらざ  
 りしならむ。  
 水主内親王は天智天皇の皇女なり。太上天皇を二註に聖武天  
 皇とし古義には特に『元正天皇ならば先太上天皇とあるべき  
 なり』といへれど内親王が病の爲に累日參り給はざりきとあ  
 ると天皇が侍孀等にのみ歌を作れど仰せられしとを思へば  
 なほ女帝即元正天皇にて先の字を添へざるは上に譲れるな  
 らむ。○遣は遣の誤ならざるか。者はトノタマフとよむべし。傳  
 誦云爾は傳誦シテシカ云ヒキとも傳誦セシゾともよむべし。  
 今城が家持に語り聞かせしなり(十七卷一三六頁參照)○年月  
 未詳はヤミノヨノ以下四首の成りし年の知られざるなり。

上總國朝集使大掾大原真人今城向京之時郡司妻女等餞之歌二首

あしがらのやへやまこえていましなばたれをかきみとみつ  
しぬばむ

四五の意はモシ君ニ似タル人アラバ其人ヲシバラク君ト見  
ツツ君ヲシノブベキヲといへるなり。古義にシヌブを愛賞の  
意とせるは當らず

たちしなふきみがすがた乎わすれずばよのかぎりにやこひわ  
たりなむ

タチシナフはシナヤカナルにて所詮ミヤビヤカナルなり。今  
城は京より下れる官人の中にも特に姿みやびて郡司の妻  
子等の目を悦ばせけむかし〇二三は姿を主格とせむ方穩な  
り。されば乎を之の誤字としワスレズバを忘ラレズバの意と

すべし。ヨノカギリは生涯なり。其下のニは後世は添へざるを  
常とす

五月九日兵部少輔大伴宿禰家持之宅集飲歌四首  
わがせこがやどのなでしこひならべてあめはふれどもいろも  
かはらず

右一首大原真人今城  
ヒナラベテは日ヲ重ネテなり。八卷(八頁)にも  
あしひきの山ざくらはな日ならべてかくさきたらばいとこ  
ひめやも

とあり〇二註に主人の懇情のかはらぬをたとへたりと云へ  
るは非なり  
朝集使の朝集は毎年十一月なれば此頃まで京に留まれるは  
異例なり(十九卷一三三頁参照)前なる郡司の妻女等の歌の調

を思ふに今城は上總國に歸任せざる豫定なりしにて又次に  
 アキノユフベハ我ヲシヌバセと自よめるを思へば他の國の  
 國司に轉せらるべきを豫想したりしなり。然るに又下(勝寶八  
 歳)に兵部大丞とあるを見れば思の外に京官に榮進せしなり  
 (ひさかたの)あめはふりしくなでしこがいやはつはなにこひし  
 きわがせ

右一首大伴宿禰家持

とゝのはざる歌なり。まづ第二句は切れたるならで第三句以  
 下につづけるなれば雨ハフリシケドとあらざるべからず。次  
 にイヤハツハナニは下にも  
 わがせこがやどのなでしこちらめやもいやはつはなにさ  
 きはますとも  
 とありて花ガイヨイヨ新シクといふ意なれば結句はサクナ

スワガセなど云はざるべからず。もし強ひて助けば二三の間  
 にサレドといふことを略し又イヤハツハナニを花を離れて  
 ただイヤアラタニといふ意につかへりとも云ふべし  
 わがせこがやどなるはぎのはなさかむあきのゆふべはわれを  
 しぬばせ

右一首大原真人今城

秋にははやく赴任したるべきによりてかく云へるなり

即聞<sup>サヒツル</sup>鷺<sup>サヒツル</sup>作歌一首

うぐひすのこゑはすぎぬとおもへどもしみにしこころなほこ  
 ひにけり

右一首大伴宿禰家持

以上四首なり。ココロの下にニを略したるなり。一首の意は  
 モハヤ鶯ノ啼ク頃デハ無イト思フガ其聲ニ染ミタ心カラ

猶聞キタク思フ。サレバ足下ノ赴任シタマウタ後ニモナホ  
御シタヒ申スデゴザラウ

といへるなり。題辭に即とあるにて今城のワレヲシヌバセと  
いひしに答へたるなる事知らるゝなり

同月十一日左大臣橋卿宴<sub>ニ</sub>右大弁丹比<sub>ヒ</sub>國人真人之宅<sub>ニ</sub>歌三  
首

わがやどにさけるなでしこまひはせむゆめはなちるないやを  
ちにさけ

右一首丹比<sub>ヒ</sub>國人真人壽<sub>ニ</sub>左大臣<sub>ニ</sub>歌  
左大臣橋卿は諸兄なり。マヒハセムははやく五卷(一五七頁)に

わかければ道ゆきしらじまひはせむしたべのつかひ負ひ  
てとほらせ  
とあり。マヒはカヅケモノといはむが如し。○ヲチは立歸る事

なり。玉勝間卷八「萬葉集にヲチといふ言、郭公にヲチカヘリと  
よむ言」といへる條に

わがやどに咲るなでしこ、是も又はじめへかへりかへ  
りしていよいよ久しくさけといへるなり

といへり。○サテ君ノ御齡モソノ花ノ如クナレカシといふ意  
を含ませたるなり

まひしつつきみがおほせるなでしこがはなのみとはむ<sub>△</sub>伎<sub>△</sub>美<sub>△</sub>な  
らなくに

右二首左大臣△歌

オホセルはオホシタルにてソダテタルなり。三四は撫子ノ花  
ノミヲ訪ハムとなり。略解に上三句を序としたるはいみじき  
誤なり。○伎美は阿禮の誤ならむ。花ノ爲ノミニ此宿ニ來ラム  
我ナラズといへるなり

諸本に従ひて歌の上に和の字を補ふべし  
あぢさゐのやへさくごとくやつよにをいませわがせこみつつ  
しぬばむ

右一首左大臣寄味狭藍花詠也

初二はヤヘサク味狭藍ノ如クといふべきを顛倒したるなり。  
ヤへのヤにてヤツヨを誘ひ起せるにあらず。もしさる事なら  
ばヤヘサク花ノといふべければなり。○ヤツヨニは彌ツ世ニ  
にて久シクといふ意なり。紫陽花は盛の長さものなればアヂ  
サ井ノ如クヤツ世ニといへるなり。十八卷(一八頁)にも  
たちばなのど乎のたちばなやつ代にもあれはわすれじこ  
のたちばなを  
とあり。ヲは助辭なり。イマセはマシマセなり。シヌバムはメデ  
ムなり。○此歌は主人を壽ぎたるなり

十八日左大臣宴於兵部卿橋、奈良麿、朝臣之宅、歌三首  
なでしこがはなとりもちてうつらうつらみまくのほしききみ  
にもあるかも

右一首治部卿船王

奈良麻呂は諸兄の子なり

ウツラウツラは契沖宣長のいへる如くツラツラなり。初二は  
其下にウツラウツラ見ル如クといふことを省ける一種の序  
なり  
わがせこがやどのなでしこちらめやもいやはつはなにさきは  
ますども  
イヤハツハナニは彌新シクなり。主人の一門をことほぎたる  
なり  
うるはしみあがもふきみはなでしこがはなになぞへてみれど

あかぬかも

右二首兵部少輔大伴宿禰家持追作

初二はアガウルハシミオモフといふべきを倒置せるにてウルハシミはウルハシガリなり。古義に『ウルハシウといはむが如し』といへるは非なり。ナゾヘテは準ジテなり。さてナゾヘテミレドとつづけるなり。さらばナゾヘラレテといはざるべからず

八月十三日在<sub>ニ</sub>内<sub>南</sub>安殿<sub>ヤスミド</sub>肆宴歌二首  
をどめらがたまもすそびくこのにはにあきかせふきてはなはちりつつ

右一首内匠頭兼播磨守正四位下安宿王奏之

安殿はヤスミドノとよむべし。そのヤスミは御座といふ意なるべし。内<sub>南</sub>安殿は内<sub>安殿</sub>のうちの南<sub>安殿</sub>なり。内<sub>安殿</sub>は外<sub>安殿</sub>

殿に對せる稱なり。然らば南<sub>安殿</sub>は北<sub>安殿</sub>に對せる稱なりやといふに北<sub>安殿</sub>は物に見えざる如し。國史に見えたるは天智天皇紀十年の西<sub>小殿</sub>、天武天皇紀十年の内<sub>安殿</sub>外<sub>安殿</sub>、文武天皇紀大寶元年の東<sub>安殿</sub>などなり。就中天智紀の西<sub>小殿</sub>はやがて西<sub>安殿</sub>なるべし。くはしく云はば大極殿を大安殿ともいひしに對して常の安殿を小安殿とも、ただに小殿とも云ひしなるべし。又天武紀の内<sub>安殿</sub>はやがて小安殿にて外<sub>安殿</sub>はやがて大安殿なるか。

因にいふ。天武紀に

天皇御向<sub>ニ</sub>小殿<sub>而</sub>宴之。是日親王諸王<sub>ハ</sub>引入<sub>ニ</sub>内<sub>安殿</sub>諸臣<sub>ハ</sub>皆侍<sub>ニ</sub>

于外<sub>安殿</sub>共置酒而賜樂<sub>ウタマヒス</sub>

とある向<sub>ニ</sub>小殿<sub>を</sub>諸書に一殿の名としたれど向<sub>ニ</sub>小殿<sub>は</sub>やがてこゝに云へる内<sub>南</sub>安殿ならざるか

ヲトメラは女房たちなり。ただ花とあれば一種の花にはあらざる如くなれど秋風フキテ花ハチリツツといへる、萩の調なり

あきかせのふきこきしけるはなのにはきよきつくよにみれどあかぬかも

右一首兵部少輔從五位上大伴宿禰家持未奏

フキコキシケルは吹キテ枝ヨリ扱キテ庭ニ敷ケルとなり。なつかしからぬ辭なり。ハナノニハは花の庭なり。特に位階を記したるは奏上せむとしたる歌なるが故なるべし

十一月二十八日左大臣集於兵部卿橘奈良麿朝臣宅宴歌一首

高山のいはほにおふるすがの根のねもころごろにふりおく白

雪

右一首左大臣作

上三句はネモコロゴロニのネにかゝれる序のみ。略解に『葉がくれもなくふり入たるをネモコロニ降といへり』といへるは何を思へるにか。ネモコロゴロニは丁寧反復なり。オホロカナラズなり。略解に『あるじをおもふをそへしなるべし』といへるも非なり

天平元年班田之時使葛城王從山背國贈<sub>二</sub>徑<sub>一</sub>妙觀命婦等所

歌一首 副<sub>二</sub>芹子<sub>一</sub>裏

(あかねさす)ひるはたたびて(ぬ)ばたまの(よ)るのいとまにつめる 芹子<sub>レ</sub>これ

此歌と次の歌とは諸兄が前の歌をよみし時に語りしなれば天平元年の作ながらここに記したるなり。當時の葛城王は即



今の諸兄なり。天平元年班田之時は續日本紀に天平元年十一月癸巳任京及畿内班田司とある是なり。使は山背國の班田大夫なり。〇脛は次なると共に薩に改むべし。

タタビテは略解にいへる如く田賜ビテにて百姓ニ田ヲ班チ賜ヒテなり。契沖雅澄が欽明天皇紀に策の字をタタマとよみたればタタビテは班田の策をめぐらすをいへるなりと云へるはいみじき誤なり。

脛、妙觀、命婦報贈歌一首

ますらをとおもへるものをたちはきてかにはのたゐにせりぞつみける

右二首左大臣讀之云爾

左大臣是葛城王後賜橋姓也

カニハは和名抄に山城國相樂郡蟹幡(加無波多)とある處なるべし。おもふにカニハタはもと樺田カニハタの義なりしをニとミと相

通ずるよりカミハタと訛り更にカムハタと訛りしならむ。もしカムハタ(綺)が原名ならばそのムをミと訛り更にニと訛るともカニハとタとの間にノを挿みてカニハノタ井とは云はざらむ。或は云はむ

垂仁天皇紀に綺戸邊カムハタトあり。トべは婦人の稱、カムハタは地名にてやがて和名抄に見えたる蟹幡なりとおぼゆ。さてはやく垂仁紀に綺と書けるを見ればなほカムハタが原名ならすや

と。答へて云はむ。垂仁紀に綺戸邊と書けるは後世の訛稱に従へるならむ。古事記には苅羽田刀辨とあり。カニハ田を後にカミハタともカムハタともカリハタとも訛りしなり。更に後にはカバタと訛りき。今も相樂郡棚倉村の大字にカバタありて文字は綺田と書けり。さてタキは田居にて田づらなり。〇マス

ラヲはこゝにては賤ノ男ナラヌ士人といふ意なり。代匠記に  
『武勇の才のみにてかゝる風流の心はあるべくも思へらざり  
しにと云意なり』といひ古義にウルサキマヌラ男トノミ思ヒ  
居ツルモノヲ云々と釋せるは誤解なり  
左註の讀は誦と同意なり

天平勝寶八歲丙申二月朔乙酉二十四日戊申太上天皇太

皇太后幸行於河内、離宮、經信以壬子傳幸於難波宮也

三月七日於河内國伎人、鄉馬、△國人之家宴歌三首

すみの江のはままつがねのしたばへてわが見るをぬのくさな  
かりそね

右一首兵部少輔大伴宿禰家持

續日本紀に

天平勝寶八歲春二月戊申行幸難波。是日至河内國御智識寺、

南行宮、壬子行至難波宮御東南新宮

とあり。此時太上天皇、皇太后も共に御幸ありしを續紀には之  
を脱し此集には天皇を脱せるなる事契沖のいへる如し○太  
皇太后の上の太は衍字なり○壬子は二十八日なれば河内國  
の行宮には四宿し給ひしなり。然るにこゝに經信とある信は  
左傳に再宿爲信過信爲次とありて事實にかなはず。されば古  
義には

きはめて經信信とあるべきことなり。字彙に爾雅に有客信  
信、言四宿也とも見えたり

といへれどこゝは數宿の意にて經信と書けるなるべし。因に  
いふ。有客宿々、有客信々は毛詩周頌有客章の辭なり○古義に  
三月七日云々を傳幸於難波宮也につづけ書きて  
三月云々以下を舊本には放ち書り。今は古寫本拾穗本等に

從て連書り

といひ(元曆校本にもつづけ書けり)さて三月七日を同月二十七日の誤として

もし三月七日云々と以後の事をいへりとせば上の文うきてつづきがたきを思ふべし

といへり。案するに家持等は故ありて行幸に後れて難波宮に參らむとして三月七日に河内國伎人郷に宿りしなるべし。但三月七日云々と上文とのつづきのよからざるは古義に云へる如し。もし二月朔乙酉より傳幸於難波宮也までの三十八字を註文とせば始めて躰を成すべし。上にも

五年正月四日於治部少輔石上朝臣宅嗣家宴歌三首

六年正月四日氏族人等賀集于少納言大伴宿禰家持之宅宴飲歌三首

とあり○伎人を契沖はクレヒトとよめるを略解古義には伎人はクレと訓べし。伎人郷は雄略紀に吳坂とある所にて今喜連と云所也とぞ  
といへり。その後半は古事記傳卷三十五(二一一八頁)なる吳坂の註に

さて或人の云く。住吉の東一里許に喜連村と云あり。河内の堺なり。昔は河内に屬て萬葉に河内國伎人郷とある處なるを久禮を訛りて喜連とは云なり。孝謙紀、三代實錄などに伎人隄とあるも此處のことなり  
と云へるに據れるなり。今の地名喜連(攝津國東成郡喜連村、一昨年より大阪市住吉區喜連町)はクレヒトのヒトを略しクレをキレと訛れるなりとも云ふべけれどはやく雄略天皇紀十四年に吳坂とあり又續日本紀天平勝寶二年五月の下に伎人

茨田等堤とありて伎人にクレと傍訓したれば伎人はげにクレとよむべし。さて伎の字をクレとよむは職員令に雅樂寮伎樂師一人掌教伎樂生とありて義解に謂吳樂云々とあり又推古天皇紀二十年に學于吳得伎樂儻とある伎をクレとよみ又朱鳥元年紀に伎樂をクレガクとよめり。されば伎と云へるは樂伎にて吳人は特に樂伎を善くせしかばクレを伎とも書きしにて彼漢人が特に綾を織るに巧なりしかば漢をアヤとよみしとうらうへなるなり。○次の歌の左註と相照すに馬の下に史をおとせるなり。馬史國人は續紀天平神護元年十二月に右京人外從五位下馬毘登國人等賜姓武生連とあると同人なり。初河内國伎人郷に住せしが後に左京に貫せしなり。又毗登とあるは天平勝寶九歳より寶龜元年までは史はすべて毘登と稱せしめられしなり。又續日本後紀承和三年三月の記事に

據れば馬史は百濟の歸化族なり。もと馬を飼ふを職とせしかば馬といひしならむ

初二は序なり。今往かむとす。地の物を借りて序とせるなり。○シタバヘテは心ニ契リテなり。再來リテ見ムト心ニ期シテとなり。ヲヌは伎人郷の小野なり。略解に『住吉の小野をいひて云々』といへるはいかに惑へるにか。其前後の言も皆非なり。(にほごりの)おきなががははたえぬともきみにかたらむことつきめやも古新未詳

右一首主人散位寮散位馬史國人  
息長河は近江國坂田郡にあり。今天の川といふ。○略解に古新未詳と註せるは他し國の地名をよめる歌なれば古歌なるか又歌の心はよくかなへれば新歌なる歟の心もて後人の書加へたるなるべし

といひ古義に

さて今の歌は河内にて近江の地名をいへるは處につけてはよしなけれど歌の意の時にかなへるを以て古歌を誦たるなるべし

といへる如し。但古新未詳と註せるは後人ならで家持ならむ○結句は事ハツキセジといはむに近し

散位は位のみありて職なきものをいふ。彼無官大夫はやがて四位又は五位の散位なり。さて文武の散位を掌るはげに散位寮なれど散位はその職員にあらざれば散位寮散位とはいふまじきに似たり

蘆荻爾ほり江こぐなるかちのおとはおほみやびどのみなさくまでに

右一首式部少丞大伴宿禰池主讀之。即云。兵部大丞大原

真人今城先日他所ニテ讀ミシ歌者也

古義に爾を等の誤とせり。之に従ふべし。結句の下にトヨム事ヨなどいふことを補ひて聞くべし

歌者也の者は衍字ならむ。此字無き本あり。讀が誦に同じき事は上に云へる如し○以上三首は國人の家にて宴せし時の歌なり

○  
ほり江こぐ伊豆手の船のかち都久米おとしばだちぬみをはやみかも

伊豆手ノフネは伊豆式の船なり。上(四五頁)にも伊豆手船とあり○都久米を宣長(記傳五卷一頁)は都夫米の誤として『つぶらつぶらと鳴るをツブメといふなるべし』といひ雅澄は『楫を船のツクへかけてかなたこなたへ引うごかすをツクムルとい

ふべし』といへり。同じ人<sup>ヨ</sup>が宣長の説を評して  
 楫の水かく音はさばかり高く聞ゆるものにはあらざれば  
 いかか。水かく音は少し許隔りては聞えず。ツクにきしりて  
 鳴る音は遠くも聞ゆるものなり。試みて知べし  
 といへるは誤解に基づける言なり。第三句のシバダチヌにて  
 楫の音の常に異なるを示したるなり。第三句には音の高き意  
 あらでもよきなり。さるを雅澄はオトシバダチヌを軽く見て  
 第三句に音の高き意あるべく思へるなり。案するに第三句は  
 都可布の誤にあらざるか。オトシバダチヌは音ガ繁クナリヌ  
 となり○はやく七卷に  
 さよふけてほり江こぐなるまつら船かちのと高しみをは  
 やみかも  
 とあり

ほり江よりみをさかのぼる楫の音のまなくぞ奈良はこひしか  
 りける  
 上三句は序なり  
 ふなぎほふほり江のかはのみなぎはにきゐつつなくはみやこ  
 どりかも

右三首江邊<sup>ニ</sup>作之

フナギホフは遊戯の競漕にあらず。上り下りの船の先を争ふ  
 さまなり。ミヤコドリは鷗の一種なり。○古義に來井ツツナク  
 ナルハ吾戀シク思フ都ノ名負ル都鳥カと譯せるは上なるマ  
 ナクゾ奈良ハコヒシカリケルと業平の歌を思へるなれど  
 よろしからず。此歌にはさる意は無し。○三月八日より三月廿  
 日までの間に作りしなり。さて以下も作者の姓名を擧げざる  
 は皆家持の歌なり

○  
 ほととぎすまづなくあさけいかにせばわがかどすぎじかたり  
 つぐまで  
 マヅナクは最初ニ鳴クなり。即初音ヲナクなり。○スギジは行  
 キ過ギザラムなり。イカニセバ我門ヲ過ギザラムといふべき  
 をスギジといへる、めづらし。○カタリツグマデは語リ次グマ  
 デとせむにさては穩ならねば語リ告グルマデなり。さてカタ  
 リツグルマデをカタリツグマデと云へるは古格に従へるな  
 り。イカニセバ人ニ語リ告グルマデ我門ヲ行キ過ギザラムと  
 いへるなり  
 ほととぎすかけつつきみ我<sup>ガ</sup>まつかげにひもときさくるつきち  
 かづきぬ

右二首二十日大伴宿禰家持依興作之

古義に

伎美我はただ松をいはむ料に設て云りと聞えたり。集中に  
 君松、樹、孀松、樹などよめるが如し  
 といへるは非なり。

わがやどの君まつの樹にふる雪の(六卷一五〇頁)

いまきの嶺にしみたてるつままつの木は(九卷一七五頁)

しまらくも君まつ原は清からなくに(十卷二六八頁)

などは君又は孀ツと松と同句中にありて君又は孀は所謂句中  
 の枕辭なり。今は之と同一視すべからず。○古義に伎美我の我  
 を乎の誤としたり。案するにこは奈良に残れる友を憶ひて作  
 れるにて四月には還幸あるべき豫定なれば霍公鳥ヲカケツ  
 ツ君ガ我ヲ待ツト松陰ニ云々スル月ガチカヅキヌといへる  
 なり。即もとのまゝにてよきなり。ただキミガの下に我ヲとい

ふことを補ひて聞くべきなり。否修辭上より云はばもし君ガ  
ど我ヲど一を捨てざるべからざる時は霍公鳥ヲカケツツと  
云へるに對して寧君ガを捨てて我ヲを存すべきなり○カケ  
ツツは兼ネツツなり。我を主として霍公を待つなり○キミガ  
マツカゲニは君ガ待ツト松陰ニをつづめたるなり○ヒモト  
キサクルは襟の紐を解きてうちくつろぐなり。二註に納涼す  
る事としたるは上(五頁)に  
たかまどの尾花ふきこす秋風にひもときあけなただなら  
すども  
とあるを思ひ合せたるなるべけれど霍公のなきをむる頃は  
納涼にはまだ早かるべし。元來紐トクといふにはさまざまの  
義あり。こゝなるは九卷なる大伴卿登<sub>三</sub>筑波山<sub>二</sub>時歌(九七頁)なる  
うれしきと紐の緒ときて、家のごととけてぞあそぶ

などと齊しからむ。さてヒモトキサクルは紐トキサケムとあ  
らまほし

喩<sub>レ</sub>族歌一首并短歌

(ひさかたの)あまのどひらき たかちほの たけにあもりし  
すめろぎの かみの御代より はじめみを たにぎりもたし  
まかごやを たばさみそへて おほ久米の ますらたけををさ  
きにたて ゆぎとりおほせ 山河を いはねさくみて ふみと  
ほり くにまぎしつつ ちはやぶる 神をこむむけ まつろ倍  
ぬ ひどをもやはし はききよめ つかへまつりて あきつし  
ま やまどのくにの かしばらの うねびの宮に みやばしら  
ふとしりたてて あめのした しらしめしける すめろぎの  
あまの日繼と つぎでくる きみの御代御代 かくさはぬ あ  
かきこころを すめらべに きはめつくして つかへくる お



やのつかさと ことだてて さづけたまへ流<sup>レ</sup> うみのこのい  
やつぎつぎに △ みるひとの かたりつぎて<sup>△</sup>氏<sup>バ</sup> きくひとの  
かがみにせむを あたらしき きよきその名ぞ おほろかに  
こころおもひて むなごとも おやの名たつな 大伴の うち  
と名におへる ますらをの<sup>レ</sup>とも

初の二十三句をツカヘマリテにて東ね次の十六句をツカヘ  
クルにて東ねさてツカヘクルオヤノツカサトとつづけたり。  
さればツカヘクルまで四十一句の主格はオヤ即先祖なり。就  
中ツカヘマツリテまでは天孫瓊々杵尊に仕へ奉りし忍日命  
と神武天皇に仕へ奉りし道臣命との事をいひアキツシマ以  
下は道臣命以後の祖先の事をいへるなり  
アマノトヒラキは書紀天孫降臨章の一書に則引<sup>△</sup>開<sup>△</sup>天<sup>△</sup>磐<sup>△</sup>戸<sup>△</sup>、  
、以奉<sup>△</sup>降<sup>△</sup>之<sup>△</sup>とあり○スメロギノカミノは上に引上げて

すめろぎの神の天の戸開き高千穂の峯<sup>タケ</sup>に天降<sup>ア</sup>りし御代よ  
り  
として心得べし。さて御代ヨリとあるにてハジユミヲ以下の  
十八句が忍日命の上のみにかゝらざるを知るべし。もし此神  
のみの事ならば御代ニといふべければなり○ハジユミはハ  
ゼの木にて作れる弓、マカゴヤは鹿を射る料の矢なり。記傳十  
三卷(七一七頁)に

マカコ矢のカコはただ鹿の事にして其子をいふにはあら  
ず。鹿兒弓、鹿兒矢といふは大きな弓矢の稱なり  
といへり(宣長はカコのコを清みてよめり)さて語例は古事記  
のおなじ段に  
故<sup>カ</sup>ココニ天忍日命、天津久米命二人、天ノ波<sup>ハ</sup>士<sup>シ</sup>弓<sup>キ</sup>ヲ取持  
チ天ノ真鹿兒矢ヲ手挾<sup>ミ</sup>御前<sup>イ</sup>ニ立<sup>テ</sup>テ仕へ奉<sup>リ</sup>キ

とあり○オホ久米ノマストラタケヲ云々 古事記には右の如く大久米部の長を天津久米命としその久米命を忍日命と同列なる神としたるを日本紀には來目部を忍日命の部下とせり。家持の此歌は日本紀に據りて否家記に據りて作れるにてはやく十八卷にも

大伴のどほつ神祖カミヤジの、その名をば大來目主と、おひもちてつかへしつかさ

といへり(十八卷六四頁以下参照)○鞞は矢を盛る筒なり。さて三卷に大伴ノ名ニオフ鞞帶ヒテまた七卷に鞞カクル伴ノヲ廣キ大伴ニなごありて鞞は大伴の附物なり。オホセは負ハセなり。オハセがオホセとなれるは思ハユがオモホユとなれると同例なり○サクミテはサグクミにおなじ。回避せざるなり。即踏破するなり(此卷四十二頁イハチサグクミ参照。十一卷三五頁)

にイハホストラユキトホルベキタケ男ニモといへるも参照すべし。山河ヲはイハチサクミテを隔ててフミトホリにかゝれるなり○クニマギは國覓にて都としたまふべき國を求むるなり。語例は日本紀の彼章に

膺肉ソジシノ空國クニヲ頓丘ヒタヨリ國マギトホリ

とあり○チハヤブルはこゝにては枕辭にあらず。強暴といふ事なり。二卷なる人麿の長歌(一四七頁)にも

ちはやぶる人をやはせと、まつろはぬ國ををさめとらへ云は

とあり○マツロ倍ヌの倍は常にはへとよめばこゝもマツロへヌとよみてマツロフはいにしへ下二段にも活きしなりとせむか。又は波などの誤とせむか。又はもとのまゝにてハとよまむか。記傳十九卷(一一七七頁)に

この倍は必波とあるべき處なるをもとより如此よみ誤れ

るか。又後に寫誤れるか

といひ字音辨證(下一頁)には

よみ誤れるにもあらず後の寫誤にもあらざるなり。倍をハ

と呼は漢原音ハイの省呼也

といへり。十七卷(一七〇頁)にヤドカルケフシカナシクオモ倍

ユとあればこゝももとのままにてマツロハヌとよむべし(十

九卷頁二一ウガヒトモナ倍參照)○フトシリタテテはフトシル

とタテテと相連れるなり。而してミヤバシラはタテテにかゝ

れるなり。フトシルはヒロシクといふに同じくて豊に占むる

事なり(一卷六三頁及二卷一〇二頁參照)○スメロギはこゝに

ては神武天皇の御事なり。アマノヒツギは皇統なり。ツギ豆ク

ルは繼ギ出デ來ルなるべし。古義にツギテテクル(後世のツイ

デテクル)の下のテを省けるものとしたるは従はれず○カク

サハヌは隠サヌにて知リテ申サザル事ナキなり。スメラベは

天皇ノ御アタリなり。敬ひてただにスメロギと指し奉らぬな

り。キハムもツクスも同事なり○オヤノツカサは先祖の官職

なり。さて大伴氏は本來武官の家なり○コトダテテは言ニ立

テテにて聲明シテといふ意ならむ。十八卷賀陸奥國出金詔書

歌(五七頁)にも

おほきみのへにこそ死なめ、かへり見はせじとことだて、

、大伴と佐伯の氏は、人のおやのたつることだて

又同卷教諭史生尾張少咋歌(八七頁)にもヨノ人ノタツルコト

ダテとあり○サヅケタマヘルウミノコノとはつづきがたし。

タマへ流の流は礼の誤ならむ○ウミノコは子孫なり。さてウ

ミノ子もミル人もキク人も皆主格なるがミル人はカタリツ

グと相對しキク人はカガミニスルと相對したれどウミノ子

は相對するもの無し。辭を換へて云はばうみの子がいやつぎ  
 つぎに如何にするにか分らず。さればイヤツギツギニの下に  
 二句落ちたるものと斷ずべし。○カタリツギ豆氏を契沖はカ  
 タリツギ豆氏の誤なるべしといひ略解に語り次ツイデテなりと  
 いひ古義は略解に同意せり。案ずるに豆氏は豆婆の誤ならむ。  
 カタリツギテバは語リ繼ギタラバにてカタリツギテバ鏡ニ  
 セムと照應したるなり。○アタラシキは惜キなり。ソノは省き  
 て見べし。アタラシクキヨキと云はでアタラシキ△キヨキとい  
 へるは當時の語法なり。さてかの賀出金詔書歌にもマスラヲ  
 ノキヨキノ名ヲ、イニシヘヨイマノヲツツニ、ナガサヘルオ  
 ヤノ子ドモゾとあり。○オホロカニは粗末ニなり。ココロオモ  
 ヒテは心ニのニを省けるなり。ムナゴトはウソなり。十一卷九  
 ○頁参照。ムナゴトモは空言ニモのニを省けるなり。

正しく云はばかゝるニは省けるにはあらで太古にはココ  
 ロオモフ、ムナ言モとやうに云ひしを後に至りてニを加ふ  
 るやうになりしなり。太古の語法は枕辭、古歌の成語などに  
 殘れり。心を附くべし。  
 ○オヤノ名タツナはかの賀出金詔書歌にも人ノ子ハオヤノ  
 名タタズ、オホキミニマツロフモノト△あり。又寶字元年七月  
 戊申の詔詞にオノガ家々、オノガ門々、祖オヤノ名失ハズ勤ウツシク仕  
 へ奉レとあり。古事記傳卷三十九(二二七二頁)に  
 いにしへは氏々の職業各定まりて世々相繼て仕奉りつれ  
 ば其職即其家の名なる故に即其職業を指ても名と云り。  
 、、萬葉十八にオヤノ名タタズ、廿にオヤノ名タツナこれ  
 ら皆先祖より承嗣來たる家の職業を名と云り。  
 といへるに依らば十八卷なるは家業ヲ變セズと譯しこゝな



サヤケクは長歌のキヨキ、前の歌のアキラケキにおなじ。この  
オフは負ヒ持ツなり。略解に『サヤケクオヒテは大伴の氏は名  
高く明らかに聞え來しといふ也』といへるは非なり。清白ヲ以  
テ聞エシ家名ゾといへるなり。○ツルキダチはトグにかゝれ  
る枕辭のみ。イヨヨトグベシは家名ヲ磨クベシといへるなり。  
略解に『一二の句は丈夫の事とする物を以て譬とす』といへる  
は如何なる意にか知られず。古義にイヨイヨ益精神ヲ研ギテ  
と譯せるも妄なり

續日本紀に

天平勝寶八歲五月癸亥(○十日)出雲國守從四位上大伴宿禰  
古慈悲、内豎淡海真人三船坐<sub>下</sub>誹<sub>下</sub>謗朝廷<sub>下</sub>无<sub>中</sub>人臣人之禮<sub>上</sub>禁<sub>下</sub>於左  
右衛士府。丙寅(○十三日)詔並放免  
とあり。これによりて契沖は『紀と今の注と相違せる事不審な

り』といへり。三船の讒言によりて出雲守の任を解かれしは一  
たび放免せられし後の事にや。其年月は史に見えざれど下な  
る此年十一月の歌の處に出雲守山背王とあり又續紀此年十  
二月の下に出雲國守從四位下山背王とあれば此時より前な  
る事明なり。又寶龜八年八月大伴宿禰古慈悲薨の條に  
勝寶年中、、俄遷<sub>二</sub>出雲守。自<sub>レ</sub>見<sub>レ</sub>疎外<sub>一</sub>意常鬱々。紫微内相藤原  
仲滿<sub>ナカミ</sub>誣<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>誹謗<sub>一</sub>左降土左守<sub>一</sub>促令<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>任。未<sub>レ</sub>幾勝寶八<sub>ハ</sub>歲之亂<sub>二</sub>便流<sub>三</sub>

土左

とあり。勝寶八歲之亂とあれど八歲には亂なかりき。こは同九  
歲(即天平寶字元年)七月の橘奈良麻呂等が亂を指せるならむ。  
さらば八歲は九歲の誤と認むべし。されば古慈悲は勝寶八歲  
(六月か)に出雲守より土左守に左遷せられ(但藤原仲麻呂が紫  
微内相となりしは九歲五月なり)翌寶字元年の七月より後に

土左守を免じて其國の流人とせられしなり  
 以上長歌一首短歌二首はたとひ冤罪によりて罰せらるるとも  
 朝廷を恨み奉る事なくして益忠誠に努むべき事を宗家の嫡  
 子として一族に諭したるなり。極めて陰險なる政争の行はれ  
 し時代なればおそらくは家持も其族の亡ぶるに至らむ事を  
 おそれしならむ。因にいふ。古慈悲は位階家持に超えたる上に  
 寶龜八年に八十三歳にて薨せしなれば無論家持より年長な  
 りしなり(家持の年齢は明ならねど)

臥病悲無常欲修道作歌二首

うつせみはかずなき身なりやまかはのさやけき見つつみちを  
 たづねな

一族に勅勘を蒙りしもの出でし上に病にさへ罹りしかば無  
 常を感じて佛道に入らむとせしなるべし。修道は欽明天皇紀

十六年に百濟餘昌謂臣等曰、少子今願奉<sup>イタノニ</sup>爲<sup>チテ</sup>考王<sup>ニ</sup>出家修道<sup>セム</sup>とあり  
 カズナキ身とは數ノ齡ナキ身といふことにはや。タヅネナは尋  
 ネムなり

わたる日のかげにきはひてたづねてなきよきそのみちまたも  
 あはむため

日ノ空ヲ渡リテ息フ事ナキニキホヒテとなり。キホヒテは負  
 ケズニなり。○マタモは前世ト同ジクとなり。今日人身ヲ享ケ  
 得タルハ前世修道ノ功德ナレバ今生ニモ亦佛道ニ値<sup>チ</sup>遇<sup>グ</sup>セム  
 といへるなり。○キヨキノ道はニを添へて下へつづけけて見  
 べし。道といふものを在處不明なるものものやうにいひなした  
 るなり

願壽作歌一首

みつばなすかれる身ぞとはしれれどもなほしねがひつちとせ  
のいのちを

以前歌六首六月十七日大伴宿禰家持作

ミツボは古義に『水粒にて泡沫の別名なり』といへる如し○カ  
レル身は假借の身なり。三卷(二六一頁)なる同じ人の歌にもウ  
ツセミノカレル身ナレバといへり。ナホシのシは助辭なり

冬十一月五日夜少雷起鳴、雪落覆庭、忽懷感憐オモヒ聊作短歌一

首

けのこりのゆきにあへてる(あしひきの)やまたちばなをつとに  
つみこな

右一首兵部少輔大伴宿禰家持

少雷は諸本に小雷とあり。少小は古書に通用せり。起鳴は起リ  
鳴りなり。忽懷感憐はフト詩情ガ動イテとなり。深き意あるに

あらず。所詮残雪と相映する紫金牛ムラサキキナノがふと目に浮びしなり  
アへは合セにてこゝにては己ヲ合セなり。さればアヒといは  
むにひとし。或は安倍とあるをアヒとよむべしともいふべけ  
れど集中に倍をへに借れる外ハに借れる例はあれどヒに借  
れる例は無し。字音辨證にヒに借れる例として擧げたるは皆  
へとよむべし(十九卷二一頁参照)○ツミコナは摘ミ來ムなり。  
初句の上に明日ハ山ニ行キテといふことを加へて聞くべし。  
略解に『此時やからなご山方へゆける事ありて夫ツレを思ひてよ  
まれしならん』といへるが誤なる事は古義に之を駁して『もし  
其意ならばツミコネとこそいふべけれ』といへる如し。但同書  
に『もとより假合泡沫のはかなき此身なれば云々』といへるは  
非なり。さる意は無し○十九卷に同じ人の歌に  
此雪のけのこる時にいざゆかな山橘の實のてるも見む



とあり

八日讃岐守安宿王等集於出雲掾安宿奈杼麿之家宴歌二首

おほきみのみことかしこみ於保のうらをそがひにみつつまやこへのぼる

右掾古宿奈杼麿

安宿奈杼麿は安宿王の乳母の子などなるべし

出雲國に意字といふ地名あり之によりて略解にこゝに於保とあるは按に初句の於保の文字うつりて誤れ

るにて於字と有るべき也といへり之に従ふべしソガヒニミツツはウシロニ見ツツなり

右の下に一首の二字あるべきなり古は安の誤なり題辭の書

様よろしからず此歌も此日の作にあらで次の歌と共に出雲國を立たむとせし時の作なるを此日に奈杼麿の誦せしなり(うちひさす)みやこのひとにつげまくはみしひのごとくありとつげこそ

右一首守山背王歌也。主人安宿奈杼麿語云。奈杼麿被差

朝集使擬入京師。因此饑之日各作此歌聊陳所心也

ツゲマクハは告ゲムヤウハとなり。ミシ日は見給ヒシ日にて

やがてサキノ日なり守とあるは出雲守なり。山背王は安宿王の同母弟なり。擬入は入ラムトスとよむべし。將入におなじ。古義に各作此歌の此を衍字とせり。元曆校本には此字無し。なほ存すべし。右歌といふことなり

○

(むらどりの)あさだちいにしきみがうへはさやかにききつおも  
ひしごとく 一云おもひしものを

右一首兵部少輔大伴宿禰家持後日追和出雲守山背王  
歌之作之

サヤカニはハツキリトなり。略解に

末句オモヒシゴトクにては穩ならず。一本のオモヒシモノ  
ヲの方を用べし

といひ古義には之に反して

オモヒシゴトクは聞マモシク思ヒシ其如クと云なるべし。

舊本に一云オモヒシモノヲとあるは理然るべからず  
といへり。案するにゴトクに従はば

サヤカニ聞カムトカネテ思ヒシ如クサヤカニ聞キツ  
と譯すべくモノヲに依らば

サヤカニ聞カムトカネテ思ヒシニサヤカニ聞キツ

と譯すべし。即二つながら穩ならざる所なく理然るべからざ  
る事なし。さて一云は一本云といへるにはあらで家持自身二  
案のうち一に決しかねて一云とは書きおけるなるべし

二十三日集於式部少掾大伴宿禰池主之宅飲宴歌二首

はつゆきはちへにふりしけこひしくのおほかるわれはみつつ  
しぬばむ

こは十卷なる、人麿歌集より採れる

沫雪は千重にふりしけこひしくのけながき我はみつつし  
ぬばむ

を少し更へたるのみ。第三句以下の意は戀シキ事ノ多キ我ハ  
ソヲ見ツツ賞デテ戀シサヲ慰ムムといへるなり。略解の釋は  
誤れり。古義も初二を解き誤れり。チヘニフリシケはただ深ク

ツモレといへるなり。シケはカサナレなり  
 少掾は諸本に従ひて少丞に改むべし  
 おくやまのしきみがはなの△△ごとやしくしくきみにこひわ  
 たりなむ

右二首兵部大丞大原真人今城

諸本にシキミガ波奈能奈能ゴトヤとあり。もとかくの如くな  
 りしを傳寫の際に一つの奈能をおとししなり。六帖にもオク  
 山ノシキミノ花ノ名ノゴトヤとあり。シキミのシキは重に通  
 ずればシキミノ花ノ名ノゴトク重々ニといへるなり

智努女王卒後圓方女王悲傷作歌一首

ゆふざりにちごりのなきし佐保ちをばあらしやしてむみるよ  
 しをなみ

智努女王と圓方女王との關係は知られず。圓方女王は長屋王

の女にて天武天皇の曾孫なり。智努女王もし智努王文室真人  
 淨三三の妹ならば長親王の女にて天武天皇の孫なり。圓方女王  
 の父左大臣長屋王は天平元年即女王の幼時に自盡を命せら  
 れ其室吉備内親王其男膳夫王カシ桑田王葛木王釣取王は同時に  
 自縊りてうせしなり。智努女王は圓方女王より年長なりきと  
 おぼゆ。或は圓方女王を愛撫せしにか。歌によれば佐保に住み  
 しなり

第三句以下を略解に

今よりは佐保路を通ふ人もなくて荒しやせんと悲しむ也  
 といひ古義に

今は相見むとてかよふ人もなき故に其佐保路に道のしは  
 草生茂りなごして荒しめやしてむどかなしめるなり  
 といへり。アレシメヤシテムは曖昧にして又平穩ならざる辭

遣なり。もし二註所説の如くならばアレヤセムといふべきなり。さてアラシヤシテムは荒ラシテヤラウカといふことなれば一首の意は

イツカ御尋シタ時ニハ夕霧ニ千鳥ガ啼イテ面白カツタガ  
今ハソノ佐保路ヲトホツテモ再御目ニカカラレル由ガ無  
イカライツソ心殘ノナイヤウニ草ナドハヤシテトホラレ  
ヌヤウニ荒シテヤラウカ

といへるなり

### 大原、櫻井、真人、佐保川邊之時作歌一首

佐保がはにこほりわたれるうすらひのうすきこころをわがおもはなくに

大原、櫻井、真人は八卷に見えたる遠江守櫻井王なり。古義に續日本紀を引きて

大藏卿從四位下大原真人櫻井大輔爲恭仁宮留守

といへるは大輔の下に正五位上穗積朝臣老といふ九字を脱せる本に據れるにて大輔は穗積老の官名なる事八卷一六四頁にいへる如し。

古義の人物傳にはさすがに『大輔とあるはうたがはし』といへり

櫻井王が姓を賜はりしはおそらくは續紀天平十一年四月に從四位上高安王等、今依所請賜大原真人之姓とあると同時にて高安王は櫻井王の兄ならむ。又此歌を傳誦せし今城は櫻井の子ならむ

上三句は序なり。ウスキ氷をウストラヒといふはアカキ榭橋をアカラガシハ、アカラタチバナといふと同格なり

藤原夫人歌

一首  
淨御原△御宇天皇之夫人也字曰氷上大刀白也

あさよひにねのみしなれば(やさだちの)とごころもあれはおもひかねつも

この藤原夫人は八卷(四三頁)に見えたる藤原夫人即大原大刀自の姉にて共に鎌足の女にて共に天武天皇に侍せし婦人なり。夫人の位は妃に次げり。諸本に淨御原の下に宮の字あり。宜しく之を補ふべし。又一首とあるは二首の誤なり。大刀自は即夫人なり

トゴコロはヲヲシキ心なり。古義に『オモヒカチツモは思ニ堪カチツルといふなり』といへるはいみじき誤なり。トゴコロヲ思フを割きたるにてそのトゴコロヲオモフはヲヲシキ心ヲ持ツといふことなり。前の歌なるウスキ心ヲワガオモハナクニの心ヲオモフと同じきなり

かしこきやあめのみかどをかけつればねのみしなかもあさよ

ひにして 作者未詳

右件<sub>コ</sub>四首傳<sub>ハ</sub>讀<sub>シ</sub>兵部大丞大原△△今城

カシコキヤのヤは助辭、アメノミカドは天皇を申し奉れるなり。カケツレバは心ニカケテシノビ奉レバとなり。古義に『カケツレバは言ニカケテイヒツレバの意なり』といひ又一首を釋して

朝廷の事を人の言にかけていふにつけてもはや天皇の御うへをこひしく思ひ奉りて朝夕となく他事なく一すぢに哭<sub>チ</sub>にのみ泣るるよといふなり

といへるはいみじき誤なり。アメノミカドを強ひて朝廷と譯したる爲右の如く曲解せざるを得ざりしなり。天皇を直に指斥し奉るがかしこさに天ノミカドといへるのみ○アサヨヒニシテのシテは助辭なり。イキノヲニシテ、オモカゲニシテな

どのシテにおなじ  
前の歌にアサヨヒニチノミシナケバとあり後の歌にネノミ  
シナカユアサヨヒニシテとあるを見ても右の二首が一聯の  
歌なるを知るべし。おそらくは天皇の崩御を悼み奉れるなら  
む。ただ天皇を慕ひ奉れるにはあらし。作者未詳の四字は後人  
のさかしらなり。宜しく削り去るべし。はやく略解に

端書に二首を一首と誤れるより後人かく書入たるなるべし

といへり。大原今城の間に真人の二字を補ふべし。○以上四首  
は十一月廿三日に大伴池主の宅にて飲宴せし時に家持のき  
きて記しおけるなるべし。はやく代匠記に『是も池主にての宴  
の時なるべし』といへり。○傳讀といふ語はきよなれねば傳誦  
の誤かと思へど上にも下にも誦といふべきを讀と書けるを

思へば誦をヨムとよむよりうつりて文字にも讀とも書きし  
なるべし(法會并に和歌會の讀師の讀も誦の意なり)

△△△△△三月四日於兵部大丞大原真人今城之宅宴

歌一首

(あしひきの)やつをのつばきつらつらにみともあかめやうゑて  
けるきみ

右△△兵部少輔大伴△△家持屬植椿<sup>ツバキ</sup>作

以前の例によらば三月四日の前に天平勝寶九歳の六字ある  
べきなり。又一首は二首の誤なり

略解に

ミトモアカメヤに主人をそへたり

といひ古義に

其主人と椿とを並べてつらつら見るに共にあく世なくめ

づらしとなるべし

といへるは非なり。初二は眼前の物を以て序としたるのみ。さて此序は一卷なる巨勢山ノツラツラ椿ツラツラニを學びて椿ノ葉ノツラツラト照ルガ如クといへるならめ少し無理なり(古義に椿ノ枝ノ連々ニツラナル意といへるは従はれず)。ツラツラは今いふツルツルにて艶ども同原なるべし○ヤツヲはカサナレル岡なり。語例は近くは十九卷におく山のやつをのつばきつばらかに今日はくらさねますらをのども

とあり

左註にも一首と宿禰をおとせるならむ。屬は曠の略字なり。植椿を古義にただにツバキとよめるはわろし。ウエタルツバキとよむべし。山より根こじ來て庭に植ゑたるなり

ほりえこえとはきさとまでおくりけるきみがこころはわすら

ゆまし目

右一首播磨介藤原朝臣執弓赴任悲別△也、主人大原△△今城傳讀云爾

代匠記に「今の尼崎あたりまでも送けるなるべし」といへり。麻之目は橋本進吉氏の説に従ひて目を自の誤としてマシジとよみて今のマジの意とすべし。元曆校本には自とあり悲別の下に歌の字を補ふべし

勝寶九歳 六月二十三日 於大監物三形王之宅宴歌一首

うつりゆく時見ごとアフラにこころいたくむかしのひとしおもほゆるかも

右兵部大輔大伴宿禰家持作

こゝの勝寶九歳の四字は(前に天平勝寶九歳の六字を補ひて)

削るべし  
第二句を従来トキミルゴトニとよみたれど時△ならば時ニアフなどいふべく見△ならば物ミルなど云ふべし。又ミルならば此卷の書式によれば見流と書くべし。おそらくはもと時相とありしを後人のトキアフにては辭を成さずと思ひてさかしらに相を見に改めしならむ。げに後世の語法ならばトキアフとは云ふべからざれど本集には後世ならば省くべからざるニを省ける例多ければトキニアフをトキアフと云へりすとすべし。○ムカシノ人は三形王の父王をいへるならむ  
左註に兵部大輔大伴宿禰家持とあるは此月十六日少輔より大輔に陞りしなり

○ さくはなはうつろふときあり(あしひきの)やますがの禰△しなが

くはありけり

右一首大伴宿禰家持悲△怜物色、變化△作△之也  
時めく人を花にたとへ己をはかばかしき花もさかぬ山菅にたとへたるなり。○古義に『菅根ノナガクとはいひ下されしなるべし』といへるはふと思ひ誤れるなり。ヤマスガノネ之△之はシとよむべければ(古義にも然よめり)ナガクにかゝれりとすべからず。○ナガクハアリケリはトキハナリとなり。ヤマスガノ禰の禰は波(葉)の誤にあらざるか  
物色は元來家畜の毛色なり。こゝにては光景の意につかへるにて十七卷(八二頁)なる空シク令節ヲ過シ物色人ヲ輕△ルの物色に同じ。八卷(四九頁)なる喪ヲ弔ヒ并ニ物色ヲ賜フの物色とは異なり



時、花いやめづらしもかくしこそめしあきらめ晩あきたつごと  
に

右一首大伴宿禰家持作之

古義に

次下十二月十八日の歌にミ雪フルフユハケフノミ云々と  
あれば十九日立春なり。これより推に六月十七八日の頃立  
秋なるべし。此歌二十三日によまれたれば秋とはいはれた  
るなるべし  
といへり。此歌まで三首を三形王の宅にて作れるなりとして  
『二十三日によまれたれば』といへるなれど三形王の許にてよ  
めるはウツリユク時見<sup>ア</sup>毎ニの一首のみ。サク花ハも此歌も別  
時の作にて何月何日の作にか知るべからず○時ノ花はここ  
にては秋草の花なり。カクシコソはカヤウニコソなり。晩は一

本に免とあるに従ふべし。さて第四句は見テ心ヲハラサムと  
いふ意かと思ふにメシは見の敬語なれば己が見るには云ふ  
べからず。されば此歌は人に贈りし歌とするか又はメシアキ  
ラムを誤りて己の事にいへるものとせざるべからず○略解  
に『右のサク花ハの歌にさかひて答へたるやうによまれたり』  
といへれどサクハナハと此歌とは別時の歌なるべし。もし同  
時の歌ならば左註は二首を束ねてものすべければなり○古  
義には以上三首を同時の作として六月二十三日於大監物三  
形王之宅宴歌一首の註に

今の歌のさまを思ふに三首ともに王宅の宴歌と思はるれ  
ば一首はもしは後に三首を誤れるにもあらむか  
といひサク花ハといふ歌をも時ノハナといふ歌をも之に準  
じて釋きたれどもし三形王の家にて同時に作れるならば左

註は三首を束ねてものすべく今の如く毎首に左註をものすべからず。特に第二首の左註なる悲<sub>ニ</sub>怜物色變化<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>之也は第一首にもよく協へるをや

天平寶字元年十一月十八日於<sub>ニ</sub>内裏<sub>一</sub>肆宴哥二首

天地をてらす日月の極なくあるべきものをなに△<sub>ヲ</sub>かおもはむ

右一首皇太子御歌

天平勝寶九歳八月に改元せられしかば更に天平寶字元年と標したるなり。古義に

一説にこの十一月十八日は新嘗會なるべし。新嘗會は十一月中、卯日に行はるゝことなるを續紀を推て考るに此日中、卯日にあたり。と云り

といへれど此年十一月は乙亥朔なれば中、卯日即辛卯は十七日に當れり。さて十八日は新嘗祭の次日にて實にトヨノアカリノセチエ豊明節會の

當日なり

初二は序なり。三四の主格は御代なり。結句の奈爾の下に諸本に乎の字あり。○橘奈良麻呂等の變の、事なく平ぎしを下に含みて御代を祝ひ給へるなり。次なるも同事なれど此の溫柔にして彼の嚴厲なるは身地性格の相異によれるならむ

皇太子御名は大炊王、此年四月立てて皇太子とせられ給ひき。後に廢せられて淡路國に流され給ひしかば淡路廢帝と稱し奉りしを明治三年に至りて淳仁天皇といふ御謚を奉り給ひ

いざ子どもたはわざなせそ天地のかためしくにぞやまどしまねは

右一首内相藤原朝臣奏<sub>レ</sub>之

こゝの子ドモは漢語の孺子に當れり。タハワザはタハケタル

業なり。初二は奈良麻呂等の陰謀をいへるなり。このアメツ  
チは天神地祇なり。○集中にヤマト島又はヤマト島根といひ  
播磨國風土記に朝日ニハ淡路島ヲ蔭オホヒ夕日ニハ大倭島根ヲ  
蔭ヒキといへるは大和國なるに反してここにヤマトシマネ  
と云へるは日本國なり。はやく伴信友の宇知都志麻(全集第三  
の三六頁)に此歌のヤマトシマ子コが他の例と語意を異にせる  
を指摘して

古人のなりとはいへど此歌詞は正しき詞の證にとるべか  
らす

と云へり

藤原朝臣は藤原仲麻呂即後の惠美ユキ押勝オシカツなり。此年五月紫微内  
相の官を設けて仲麻呂を之に任せられき。紫微内相は軍務大  
臣にて内相は其略なり(紫微は元來星の名なるが支那の天文

學にて之を天帝の座とするが故に轉じて禁中の事とするな  
り。仲麻呂は恰奈良麻呂等の政敵なり。而して皇太子は實に仲  
麻呂が推し奉りしなり。○此歌はもし作者が作者ならば今も  
唱へつべき歌なり

十二月十八日於大監物三形王之宅宴歌三首

三雪ふるふゆはけふのみミ鷺ササのなかむ春べはあすにしあるらし

右一首主人三形王

ミユキを三雪と書けるは取外したるなり。此卷の書式にかな

はず。代匠記に

十九日立春にて有けるなるべし。下の二十三日の歌(○月ヨ

メバイマダ冬ナリ)を合せて見べし

といへり

(うちなびく)はるをちかみか(ぬば玉の)こよひのつくよかすみた

るらむ

右一首大藏大輔甘南備伊香真人

ハルヲチカミカは春ガ近ケレバニヤとなり。古義に

或説に大輔おそらくは少輔ならむ。當時從五位上にて後十

三年を経て正五位下に至る。少輔相當なるを知べし。といへ

り

といへり。諸省の大輔は正五位相當なり。但伊香は下にも大輔

とのみあり○古義に

勝寶三年十月丙辰從五位上伊香王、男高城王、賜甘南備真人

姓。契沖云。これは孝謙紀のあやまりにや。此集は當時の事を

家持のしるされたるに甘南備伊香真人とあれば其男高城

王はおのづから甘南備なるべきことわりなり。高城王に賜

はりたらむにはいかでか伊香王には甘南備真人とかゝる

べき○こは代匠記初稿本の文なり

とあるは文意不明なれど續紀に伊香王、男高城王とあるは伊香王の誤なりと云へるにや。按ずるにこは續紀を誤讀せるなり。續紀には

從五位上伊香王、男高城王、无位池上王、賜甘南備真人、姓

とありて伊香王と其子高城王と又池上王とに姓を賜ひきと

云へるなり。池上王は伊香王の弟なるべし

(あらたまの)としゆきがへりはるたばまづわがやどにうぐひ

すはなけ

右一首右中弁大伴宿禰家持

トシユキガへりは年來返りなり。年があなたへ行きて又こな

たへ返るといふ意にはあらず○古義に

王宅の宴席なるに自ノ家ニ先鳴ケといはむこといかがし

ければこれは主人の意になりてよまれしにやあらむ  
といへるはかたくなし。ワガは吾人ノと心得てあるべし  
家持が兵部大輔より右中辨となりし事は續紀に漏れたり

○

おほきうみのみなぞこふかくおもひつつもひきならししすが  
はらのさと

右一首藤原宿奈磨朝臣之妻石川女郎ウスラギ薄愛離別セラレ悲恨作  
歌也 年月未詳

和名抄に溟渤於保岐宇美とあればオホウミどもオホキウミ  
ともいひしなり。ミナゾコまでが枕辭なり。フカクオモヒツツ  
は深く君ヲ思ヒツツなり。○モヒキナラシシは古義にいへる  
如く裳引ナラシ平シなり。タチナラス、フミナラスのナラスなり。略解  
に令馴とせるは非なり。さて今は徘徊せし事をモヒキナラシ

シといへるなり。○菅原里は昔の奈良の南郊なり。宿奈麻呂の  
家此里にありて女郎も同棲せしならむ。古義の説は従はれず  
此歌も亦十二月十八日に三形王の宅にて宴せし時に聞きし  
ならむ

二十三日於治部少輔大原今城真人之宅宴歌一首  
つきよめばいまだ冬なりしかすがに霞たなびくはるたちぬと

か

右一首右中弁大伴宿禰家持作

ツキヨメバは月ヲ數フルニ十二月ナレバとなり。上三句は十  
卷(三〇頁)なる

雪みればいまだ冬なりしかすがにはる霞たち梅はさきつ  
つ  
を學びたるなり

二年春正月三日召侍從豎子王臣等令侍於内裏之東屋垣下即賜玉筴肆宴于時内相藤原朝臣奉勅宣諸王卿等隨堪任意作歌并賦詩仍應詔旨各陳心緒作歌賦詩未得諸人之賦

始春のはつねのけふのたまははき手にとるからにゆらくたまの呼

右一首右中弁大伴宿禰家持作但依大藏政不堪奏之也二年正月は甲戌朔なれば三日は丙子にて所謂初子なり○豎は豎の俗字なり。

我邦にて縦と同義としてタテとよみ音も豎者などの時リツとよむは誤れり

豎子は即内豎なりはやく八卷(二〇六頁)にいへり王臣は王等卿等にて下なる諸王卿等におなじ○東屋を古義に『内裏にて東方にあたれる處の屋舎なるべし』といへり即文武天皇紀に

見えたる東安殿ならむ(一六八頁参照)さて東屋を擇び給ひしは東は春の方位なるが故ならむ垣下はエングと音讀すべし。ツイデノモトなり○玉筴はネンド草の莖を集めて作れる手筈なり。穗井田忠友の觀古雜帖に

玉筴俗稱ネンド草亦コウヤ筴或云茶セン柴。野生宿根高二三尺。靡狀、長きは四尺に及べり。八九月小白花開く。一莖十二花、其狀白朮花に似て小様なるものなり。萬葉集卷廿に天平寶字二年正月三日云々とある此時の御筴今尙東大寺に有て其材は即此ネンド草也

といひてネンド草の圖を出し又東大寺の寶藏(○即正倉院)なる玉筴は長二尺許、帚鬚の抄毎に紺色の細珠を帽らしめ把は紫革にて包たる上を金の系がねに五色の細珠を貫たるもてまきしめたるが年をへて

糸がねのきれ損ねたりと見ゆるもの二柄あり。二柄は帝と  
光明皇后との御ならん歟。諸王卿に賜しは其製の精麗今知  
べからず

といひ又

彼の萬葉集なる天平寶字二年正月三日の初子の玉箒即是  
なるべき事は同寶藏に鐵鏡金篋の儀鋤ありて其柄に子日  
辛鋤カラスキ天平寶字二年正月と銘せる、同時の用相證すべき也  
といへり。

箒と鋤と草との圖は手近きものにては増補雅言集覽に出  
せり。又箒の圖は古今要覽稿卷百九十三(第三の一五二頁)に  
出でたり。觀古雜帖等は手に入り易からず。近年此儀鋤と儀  
箒とを模製せし事あり

我邦にても上古より農桑の事を獎勵せられしかばいつの御

代よりか正月の初子の日に親耕親蠶の式を行ひ給ふ事とな  
り又いつの頃よりか天皇には耕作の具なる辛鋤を奉り皇后  
には養蠶の具なる(蠶室を掃くにつかふ)玉箒を奉る事となり  
しならむ。今正倉院に傳はれるは寶字二年の物なる辛鋤と、お  
そらくは同年の物なるべき玉箒とのみなれど之によりて子  
日に辛鋤玉箒を奉りしは此年に限りとは妄斷すべからず。  
さて孝謙天皇は女帝なれば此御代には天皇の御として辛鋤  
の外に玉箒をも奉りけむ。但諸王卿に玉箒を賜ひしはおそら  
くは此年に限れる事にて子日の豊明トヨアカリに一種の引出物として  
ぞ賜ひけむ。さて此箒を玉バハキといふは玉即玻璃の小珠に  
て飾れる爲にて其材料なるチンド草をも玉バハキといふは  
玉バハキに用ふる草といふべきをつづめたるなり。本集卷十  
六に

玉ばはきかり來鎌麻呂むろの木となつめがもとをかきは  
かむ爲

といへるは適に此草を指せるなり○隨堪任意は字のまゝに  
堪ニ隨ヒ意ニ任セテとよむか又は四字を聯ねてオモヒオモ  
ヒニとよむべし(古義には四字を連ねてココロノママニとよ  
めり)

古義に

ユラクは玉のゆらゆらと鳴りひびくを云。玉之緒といへる  
は其緒のゆらくを云よしの詞つづきと聞ゆれど緒ノナル  
とは云べきにあらざれば緒に貫る玉のゆらくよと云意を  
語路に引れてユラク玉之緒とよまれたるなり  
といひ又  
ユラクを手玉の鳴るを云といふ説はあらず。玉帯の玉なり。

又ユラクを命をのぶることと意得來れるは命のことを靈  
之緒といへることのあるによりて推度オシハカリにしか思へるにて  
いふにも足ぬ説なり

といへり。案するにまづ古義にはユラクのクを清みて今ユラ  
グといふとは別語としたる趣なれどユラグはもと玉の鳴る  
を云ひしがうつりて揺くこととユラなれるにてユラクとユラグ  
と別語なるにはあらず。又クは初には清みけむが後には濁る  
やうになりしなり。さてたとひ所謂語路に引かれてなりとも  
ユラグといひてタマノ緒とはいふべからず。次に玉のゆらく  
は手玉か箒の玉かといふにもし手玉の音をいはば玉箒は傍  
の物となりて玉箒をめでたる趣とはならざるべし。されば古  
義にいへる如く箒の玉をいへる事勿論なるが觀古雜帖によ  
れば玉を飾れるは草の枝の先と手もとを巻ける針金とにて



別に玉を貫ける緒を垂でたりとはおぼえず。又上に云へる如くユラグ玉ノ緒とは云はれざれば余は結句を由良久多麻能等の誤と認めむとするなり。タマノトは玉の音なり。玉箒の枝の先に冠らせたる玉の相觸れて鳴りゆらぐに聞き惚れたる趣なり。さてタマノ等をタマノ乎と誤りしは古き事と見えて今傳はれる諸本に皆タマノ乎とあるのみならずはやく堀川百首に

玉ばはき春の初子にたをりもち玉の緒ながくさかゆべらなり

とよめり

大藏政は大藏省の政務なり。辨官は諸省に關係あり。此歌は作りしかど大藏省の公用にて肆宴の終を待たずして退出せしかば得奏せざりしなり。不堪奏之也はもし訓讀せばマヲシア

ヘザリキとよむべし

○

水鳥のかもの羽のいろの青馬をけふみるひとはかざりなしといふ

右一首爲七日侍宴右中弁大伴宿禰家持預作此歌但依仁王會事却以六日於内裏召諸王卿等賜酒肆宴給祿因斯不奏也

初二はアラといふ語をいひ起さむまでの序なり。青馬にかゝれるにあらず。カギリナシは其壽限ナシとなり

玉勝間卷十三(全集第四の三〇〇頁)に

正月七日の白馬節會の白馬古は青馬といへり。萬葉集廿の卷に水鳥乃、とあるを始として續後紀、文德實錄、三代實錄、貞觀儀式、延喜式などに多く出たるみな青馬とのみ有て

白馬といへることは一も見えず。然るを圓融天皇の御世天元のころよりの家々の記録又江家次第などには皆白馬とのみあるは平兼盛の歌に  
 ふる雪に色もかはらで牽ものをたが青馬と名づけそめ  
 けむ  
 とよめるを見れば當時はやく白き馬を用ひられしと見えたり。然れば古よりの青馬をば改めて白き馬とはせられたるにてそは延喜より後の事にぞ有けむ。延喜式までは青馬とのみあればなり。、、然るを後世までも文には白馬と書ながら語には猶古のまゝにアヲムマと唱へ來てシロムマとはいはず白馬と書るをもアヲムマとよむによりて人みな心得誤りて古は實に青き馬なりしことをばえしらでもとより白き馬と思ひ古書どもに青馬と書るをさへ白き馬

を然いへりと思ふはいみじきひがごととなり。白きをいかでか青馬とはいはむ

といひ(古事記傳十八卷二頁〇八参照)間宮永好の犬鷄隨筆(歌文珍書保存會本下卷四十五頁)に

古書に青馬といへるは白馬にも非ず今の青馬にも非ず。、、漢語抄に驄、青馬也といひ和名抄に青白雜毛といひ字鏡に青白色又青色、阿乎支馬など見ゆるを合せ見てあきらむべし。驄は今の世に水青といひて打見るには白く能々見れば青毛雜はれば青みあるなり。されば青馬とも白馬ともかけるなりけり。此青白毛雜れることを知らず青馬といへば純青、白馬といへば純白の馬なりと一向に思ひて説を立るからみな違へるなり  
 といへり。案するに初には青馬なりしを後に白馬に改められ

しは略宣長のいへる如くならむ。然らば何故に青を白に改められしか。抑馬の毛色には純青なるものある事なければ又純白なるものある事無し。おそらくは青馬と書きし頃より實は青白色即水色なりしが世を経るに従ひて其色やうやう薄くなりて終に白色に近くなりしかば字のみは白馬と書くやうになりしならむ。宣長は  
然れば古へよりの青馬をば改めて白き馬とはせられたるにてそは延喜より後の事にぞ有けむ  
と云ひたれど(○延喜式及土左日記参照)もし甲天皇の御代(又は或年)までは青馬を用ひられしを乙天皇の御代(又は次年)より白馬に改められしならば其事史籍に残るべく又字を白馬に改むると共に唱もシロウマに改むべく又其時代の人なる兼盛は

ふる雪に色もかはらでひくものをたが青馬となづけそめけむ  
なごしらじらしくはよまざるべし。宣長が終に「白きをいかでか青馬とはいはむ」といへるは聊馬を馳せ過ぎたり。青白色なるものは或は青ともいふべく或は白ともいふべし。白雲をアヲグモといふも青白色なればなり(十六卷一六一頁参照)○七日は即所謂白馬節會アラウマノセチエの日なり。此日に青馬を見るは年中の邪氣を除く爲なりといふ。さて此日には肆宴を行はるゝ事なるが天平寶字二年の正月は七日には仁王會ニウワノエといふ法會ホウエを行はるゝ事となりしより肆宴のみ六日に行はれて青馬は見給はざりしかば豫此歌を作りおきしかど之を奏する機會なかりしなり

六日内庭假植樹木以作林惟而爲肆宴歌一首



マ左奴とあるに従ふべし。キマサヌは實は來マサザリシなり  
はしきよしけふのあろじは(いそまつの)つねにいまさねいまま  
みるごと

右一首右中弁大伴宿禰家持

ハシキヨシはアロジにかゝれる准枕辭なり。○イツは元來大  
石の事なれど轉じては大石ある水邊をいふなり。こゝは下  
にミレドモアカヌイソニモアルカモまたイケノシラナミイ  
ソニヨセとあると同じく轉義の方ならむ。さてイツマツはイ  
ソニ生ヒタル松にてイツマツノはソコニ見ユルイソ松ノ如  
クとなり。○イマモはただイマといはむにひとし。モは無意義  
の助辭なり。集中にあまたの例あり。古義に『このモの詞はゴト  
の下にめぐらして心得べし』などいへるは非なり  
わがせこしかくしきこさばあめつちのかみをこひのみながく

とぞおもふ

右一首主人中臣清麿朝臣

前の歌のかへしなり。キコサバはノタマフナラバとなり。はや  
くイサトラキコセワガ名ノラスナ(十一卷)アハムトキコセ戀  
ノナグサニ(十二卷)ナ寢<sup>チ</sup>ソト母キコセドモ(十三卷)早カラバ今  
二日バカリ、アラムトゾ君ハキコシシ(同)など云へり。○ナガク  
の下に生キムを省きたるにてそのイキムとキコサバと照應  
したるなり  
うめのはな香をかぐはしみとほけどもこころもしぬにきみを  
しぞおもふ

右一首治部大輔市原王

初二は主人ノ徳ガ高イカラといふことを眼前の梅花によそ  
へて云へるなり。○トホケドモは遠カレドモなり。御シタシミ

ハ淺ケレドモといふことなるべし。二註に『住處の遠けれども也』といひ『互に家處の隔れるをいふ』といへるは従はれず○コロモシヌニは心モシナフバカリとなり。集中に例多し○玉勝間卷十三(全集第四の三〇一頁)に

萬葉集には梅の歌いと多かるに香をよめるは甘の卷にウメノハナ香ヲカグハシミ、とある一つのみにてこれをおきては見えず。いにしへはすべて香をめづることはなかりしなり

といへり  
やちくさのはなはうつろふときはなるまつのさえだをわれはむすばな

右一首右中弁大伴宿禰家持

本草ヲ結バムニ我ハアダアダシキ花ヲバ結バテ常葉ナル松

ヲ結バムといへるにて友ヲ擇バムニ主人ノ如キ操カハラヌ人ヲ擇バムといふ意をこめたるなるべけれど無理なる處あり。まづ實に本草を結ぶに花を結ぶ事はおそらくはあるべからず。次に本草を結ぶは身の無事ならむことを祝ひてものするなれば(十一卷九九頁及十二卷一三四頁参照)作者はムスバナを輕き意につかへるならめどもムスバナといふ語が局面を支配して頗本意を掩へり。されば結句はワレハカザサナなどいふべきなり○ヤチクサノ花は種々の花なり。上にも八チクサニ草木ヲウエテ(二〇頁)ヤチクサニ花サキニホヒ(六四頁)といへり  
うめのはなささきちるはるのながきひをみれどもあかぬいそにもあるかも

右一首大藏大輔甘南備伊香真人

サキチルはチルが主なり。ナガキヒロのヲは時の下に添ふる助辭なり

きみがいへのいけのしらなみいそによせしばしばみともあかむきみかも

右一首右中弁大伴宿禰家持

上三句は池ノ白波ガ磯ニヨスル事ノ屢ナル如クとかられる序なり。ミトモは雖見なり。カモはカハなり

うるはしとあがもふきみはいやひけにきませわがせこたゆる日なしに

右一首主人中臣清麿朝臣

イヤヒケニは毎日なり。アガモフ君ハといひて更にワガセコといふべきにあらず。來マセ我家ニなどいふべきなり。○前の歌の和なり

いそのうらにつ禰よびきすむをしごりのをしきあがみはきみがまにまに

右一首治部少輔大原今城真人

イソノウラは七卷(二八三頁)九卷(五六頁)に例あり。二註に『ウラは裏なり』といへれどイソノウラミともよみたれば磯の灣入したる處ならむ。○第二句を二註に常喚來住としたれど相手のものをいはでただヨビとはいふべからず。都禰はおそらくは都麻の誤ならむ。○上三句は序なり。ヲシキは常の意なり。略解に愛デラルルと註したるは非なり。アガ身ハはアガ身モといふべくおぼゆ。古義に

惜キ吾身ニテハアレドモと云なり(しか聞ずては結句にか  
け合ぬことなり)かやうに云てさる意に聞ゆることも古歌  
の一格にてぞありけむ。九卷長歌に人トナル事ハ難キヲ、ワ





とあるに似たり  
今城の上に大原をおとせるなり  
たかまどのぬべはふくすのすゑつひに知與爾チヨモわすれむわがお  
ほきみかも

右一首主人中臣清麿朝臣

こは又前の歌の和なり。ヌベハフは野邊ニ匍フなり。初二はス  
エにかゝれる序なり。カモはカハなり。○スエツヒニとチヨニ  
と重複せり。又チヨニワスレジと云はむは常の事なれどチヨ  
ニワスレムと云はむは穩ならず。知與爾はおそらくは知與毛  
の誤ならむ

(はふくすの)たえずしぬばむおほきみのめしし野邊にはしめゆ  
ふべしも

右一首右中弁大伴宿禰家持

これも前の歌にヌベハフクズノといへるを受けてハフクズ  
ノといひヌベニハといへるなり。○タエズシヌバムは句絶に  
あらず。オホキミノにつづけるなり。メシシは見給ヒシなり。モ  
は助辭なり。シメユフはこゝにては雜人の闖入チシを防ぐ爲なり  
おほきみのつぎてめすらしたかまどのぬべみるごにねのみ  
しなか也

右一首大藏大輔甘南備伊香真人

ツギテはシバシバなり。賣須良之スラシは二卷なる天皇(○天武崩之  
時太后)○持統御作歌(九〇頁)の

やすみししわがおほきみのゆふさればめし賜良之、あけく  
ればとひ賜良之、かみをかの山のみちを、けふもかもとひ  
たまはまし、あすもかもめしたまはまし云々  
を學べるなるべけれど彼はメシ賜ヒシ、トヒ賜ヒシとあるべ

く此は見シシとあるべきなり。或は二卷なるは元來召賜比之、問賜比之なるを誤りて比を良と物に書きたりしを二卷にはさながらに載せ、家持を中心とせる一群の歌人はそをさながらによみ浮べ、タマヒシをタマフラシとはいふべからざる事だに究めずしてそを學びてこゝにツギテメスラシといへるにあらざるか。これについて思ひ出でらるゝは十七卷に大伴池主が

わがせこに古非須弊奈賀利あしがきのほかになげかふあれしかなしも  
 とよめる事なり。こは十二卷にワギモコニ戀爲便名鷹とあるに依れるなれど戀爲便名鷹は戀須便名見などの誤にてコヒテスベナミとよむべからむ。又思ひ出でらるゝは家持が十七卷(八五頁)及十九卷(四〇頁)にナゲクソラ夜須家久奈久爾とよ

める事なり。こは四卷にオモフソラ安莫國とあるはヤスカラナクニとよむべきを誤りてヤスケクナクニとよみて己が歌にもヤスケクナクニといへるならむ(十九卷四三頁参照)。さて今のメスラシも此等と一類なる誤ならざるか

屬<sub>二</sub>目山齋<sub>一</sub>作歌三首

をしのすむきみがこのしまけふみればあしびのはなもさきにけるかも

右一首大監物御方王

同日の作なり。山齋は音讀すべし。もし訓讀せむと思はばシマとよむべし。三卷なる

妹としてふたりつくりしわが山齋はこだかくしげくなり  
 にけるかも

の山齋も宣長雅澄の説に従ひてシマとよむべき事彼歌の處

に云へる如し  
シマは庭園なり。又アシビは木瓜<sup>ボケ</sup>なり。はやく二卷及七卷にい  
へり

御方王は即前に見えたる三形王なり  
いけみづにかげさへ見えてさきにはふあしびのはなをそでに  
こきれな

右一首右中辨大伴宿禰家持

結句は袖ニコキ入レムとなり。十九卷なる同人の長歌(六八頁)  
にもヒキヨヂテ袖ニコキレツシマバシムトモとあり  
いそかげのみゆるいけみづてるまでにさけるあしびのちらま  
くをしも

右一首大藏大輔甘南備伊香真人

イソカゲは磯の影なり。磯陰にあらず

二月十日於<sup>三</sup>内相宅<sup>二</sup>餞<sup>三</sup>渤海大使<sup>少野</sup>田守朝臣等<sup>二</sup>宴歌一首  
あをうなばらかせなみなびきゆくさくさつつむことなくふね  
ははやけむ

右一首右中弁大伴宿禰家持未誦之

渤海は聖武天皇の神龜四年十二月にまゐりそめしなり。其事  
を記せる文中に渤海郡者舊高麗國也とあり。小野田守を渤海  
に遣しし事は史に見えずして此年九月に歸朝せし事のみ見  
えたり。少野は諸本に小野とあり。少小は通用せしなり  
ナビキは宣長が『タツのうらなれば風も波もたゞぬ也』といへ  
る如し。ユクサクサのサはカヘルサのサとおなじくて時とい  
ふ事なり。ツツム事ナクはサハリナクなり。ハヤケムは早カラ  
ムなり

七月五日於<sup>三</sup>治部少輔大原今城真人宅<sup>二</sup>餞<sup>三</sup>因幡守大伴宿禰



ればまづ雪をいひて云々』といひ古義に『正月一日の今日しも佳祥をあらはして降雪の積重るが如く云々』といへるは非なり。元日にふる雪をよき事とし佳祥とする意は此歌にはある事なし。○序のうちハツハルノの五言は埋草に過ぎず。アラタシキ年ノ始ノ今日とつづけて心得べし。○イヤシケは彌カサナレなり。イヤはアマタなり

天平寶字三年正月は廢帝即淳仁天皇の御代にて卷中最後の年なり。家持の薨せしは延暦四年八月にて寶字三年より二十六年の後なるが其間の作は傳はらず。無論家持に代りて其間の諸人の作を録せし人も無し。家持はすぐれたる作家にあらざれども此集を残したる功はたたふるに餘あり。○契沖雅澄が此集の卷頭に雄略天皇の御製を載せ卷尾に此歌を載せたるを深き心ある事とせるは非なり。編次したる第一卷は歌の

成りし年代を以て序でたれば雄略天皇の御製が自然に卷頭に出でたるなり。又第十七卷以後は家持の家集にて歌の成りし年月のままに記したれば最後の歌が自然に卷尾となれるなり

(昭和二年四月廿三日講了)

門人正宗敦夫植字

萬葉集卷二十防人歌轉訛例一斑

同行轉訛例

あ うトナマレル

あた由まひ

八八 頁

いきづ久しかば

一三九

あ えトナマレル

ころもにませる

一四九

あ おトナマレル

う乃ばらわたる

三七

たち許もの

六〇

みる乃すも

一三二

こ侶がはだはも

一五〇

い うトナマレル

く不しくめあるか

五三

わ努とりつきて

六二

さも流のはなの

七六

つ久ひよはす具はゆけども

八五

し流へには

九一

あよ久なめかも

一〇三

由みのみに

一〇八

つ久のしらなく

一三〇

あし布たけども

一三八

こ布しけもはも

同

これのは流もし

同

い えトナマレル

ものはす價にて  
ま氣ばしら  
さ氣くありまて  
かなし家いもぞひるもかなし  
さ禰くどまを須  
まつの氣の  
いまぞくやし氣  
あし氣ひとなり  
なが氣このよを  
うつくし氣  
すみよ氣を  
う  
いたくこ比らし

四六  
四九  
七五  
七六  
七九  
八三  
同  
八八  
一〇八  
一三一  
一三八  
三〇

た知こもの  
なには治を  
う  
えトナマレル  
あよぐな米かも  
こふし氣もはも  
う  
おトナマレル  
とへた保み  
み毛ひとまがも  
は保まめの  
みてやわたら毛  
くにへむか毛  
わすれ母しだは  
なには刀を

六〇  
一八  
一〇三  
一三八  
三三  
三三  
三八  
五九  
六〇  
六三  
七四  
八七

たしで毛どきに  
 ゆ古さきに  
 保保まれど  
 へこ祖しらなみ  
 おふせたま保か  
 ゆか毛ひとものが  
 またみて毛母也  
 つちにおち母かも  
 こふしけもは母  
 みねは保くもをみ等等しぬばね  
 あやにかもね毛  
 さやにみ毛かも  
 わをし乃ぶらし

一八九  
 一〇一  
 一〇〇  
 同  
 一二〇  
 一三二  
 一三五  
 一三八  
 一三九  
 一四〇  
 一四一  
 一四三

え あトナマレル  
 わす良むと  
 へむ加るふねの  
 い波びどの  
 わがい波ろに  
 麻こがてはなれ  
 い波なるわれは  
 い波ろには  
 い波なるいもは  
 い波のいもろ  
 つくし波やりて  
 ななへ加る  
 え  
 いトナマレル

五三  
 六三  
 八三  
 一二〇  
 一三一  
 一三三  
 一三三  
 一三八  
 一四一  
 一四三  
 一四五  
 一五〇



か比りくまでに  
 い比にして  
 古め知やすらむわが美かなしも  
 いもにつ岐こそ  
 しまか枳を  
 ゆ美のみに  
 どりか爾て  
 え おトナマレル  
 か其さへみえて  
 ささ己てゆかむ  
 たびとおめ保ど  
 かため等し  
 こ興てきぬかむ

四七  
 五〇  
 同  
 七三  
 九〇  
 一〇八  
 一三三  
 一三三  
 三〇  
 三五  
 五〇  
 一〇三  
 一七

お あトナマレル  
 あどりが麻けり  
 阿もししに  
 阿もどじ母  
 阿もがめもがも  
 お いトナマレル  
 あどりがまけ利  
 知まりゐて  
 いもがここ里は  
 お うトナマレル  
 あす由りや  
 い牟なしにして  
 こどもか由はむ

四七  
 八三  
 八四  
 八九  
 四七  
 四七  
 七九  
 一〇三  
 二八  
 同  
 三四

い豆まもが 三六  
 苦ふしくめあるか 五三  
 さき牟りに 七二  
 由どこにも 七六  
 あれは久えゆく 七九  
 久えてわはゆく 同  
 わがか都の 九七  
 お不せたまほか 一〇二  
 あをぐ牟の 一一七  
 こよてきぬか牟 同  
 ま流ねせば 一三三  
 たびのま流ねの 一三八  
 おえトナマレル

と倍たほみ 三四  
 あとりがま氣り 四七  
 お米がはりせず 四九  
 たびとお米ほど 五〇  
 古<sup>+</sup>米ちやすらむ 同  
 わぎ米こと 五三  
 うち江する 同  
 くふしく米あるか 同  
 さくあれ天 五四  
 叡びはどかなな 一四五  
 同列轉訛例  
 うむトナマレル  
 牟まのつめ 七九

ち しトナマレル  
た志夜はばかり  
あも志志に  
た志でもどきに  
あめつ之の  
てにとりも之て  
か志ゆかやらむ  
これのはるも志  
みさかにた志て  
ぞ ぞトナマレル  
おきて等もきぬ  
いでて登あがくる  
ぬ ひとナマレル

七九 八三 八九 一〇五 一三二 一三三 一三八 一四一 九一 一四七

牟浪たまの

ら なトナマレル  
いひしこ奈はも

一〇三

六二







はじ弓	一八九	濱浪	一二九
はも	一五一	班田	一七一
毘登	一七八	日ならべて	一六一
紐ときさくる	一八六	藤原夫人	二二二
フ ぶきこきしける	一七〇	ふとしりたてて	一九二
物色	二一九	ふりしく	二〇八
ふなぎほふ	一八三	真鹿兒矢	一八九
ホ 渤海	二五七	まきまがり	一三一
マ ます	一二七	ましじ	二二七
まがなしき	一三一	まひ	一六四
まくら大刀	一三〇		
圓方女王	二〇九		
麻由須比爾	一四四		

ミ み坂たばる	一四二	見し日	二〇五
みつぼ	二〇二	みやこ鳥	一八三
ム 向小殿	一六九	むな言	一九四
メ 女 <small>ノ</small> 名 <small>ニ</small> ソ <small>ヘ</small> タル	一三一	めしあきらむ	二二一
めすらしめしし	二五三	裳ひきならず	二二八
モ もとつ人	一五六	やちくさの花	二四七
家持等ノ修辭		やつを	二一六
安殿 <small>ヤスド</small>	一六八	床 <small>トコ</small>	一三一
やつ世に	一六六	鞆負御井	一五八
やまと島根	二二四	ゆらぐ	二三四
ユ ゆに	一二五		
鞆	一九〇		
由須比	一四四		

一二五、一二九、一八六、二四七  
二四八、二五四、二五八





事があつたから巻五からは二級を合一して長短を分たず本のままに講釋する事になつた。それは大正三年十二月の第二土曜日である。さて初には毎月第二、第三及最終の火曜日に講釋し大正三年頃は第二土曜と第四土曜とに講釋したが大正四年二月からは第二土曜には古今集を講じ第四土曜だけ萬葉を講ずる事にした。然るに古今集の講釋は戀部を除いて大正九年三月に終つたからそれからは又第二土曜も第四土曜も萬葉を講ずる事になつた。

著述に就いて

卷頭の雄略天皇の御製の末なる我許者背齒告目家乎毛名雄母を眞淵、宣長、鹿持、雅澄、近藤、芳樹、木村正辭、博士等が三句と認めて字を補うてさまざまに訓んでゐたのを二句と認めて者を衍字としてワレコソハノラメ、家ヲモ名ヲモと訓んだのは夙い事である。其論文が正宗敦夫君の雑誌國歌第一號に出たのは明治三十九年八月である。雑誌心の華に出たのはそれより前である。其年月は今分らぬ。然し多分同年であらう。本集の講釋を始めたのは前に云つた通り明治四十三年十月である。が間もなく筆記の刊行を勧めた人が二三ある。然しまだ世に問ふ程の自信が無かつたからただ有志の人に傳寫を許しただけである。然るに大正三年の春に正宗敦夫君が上京せられた時に『人の手を借らずに私自身に植字して誤植の無いやうにしますから是非出さしていただく』と切に乞はれたので遂に意を決して其夏から改め

て著述として筆を執る事になつた。さて書名は初には萬葉集新義としようとしたやうであるがそれを新考としたのは多分新義としては古義に對抗するやうに思はれるであらうといふ遠慮からであらうが今は確には記憶して居らぬ  
第一巻、第二巻は緒言に述べた通り講釋の筆記中より前註特に古義の説と異なる處を抜き出して綴つたが簡略に過ぎて分りにくいといふ苦情が出たから第三以下はすこしくはしく書く事にした  
第一稿(即大正三年からは講釋の種本としたものは全部外山且正君が保存して居る。正宗君へ活版の原稿として送つたのは第二稿である。初稿も再稿も半面十一行十九字詰の洋紙に書いた。無論すべて自筆である  
大震火災の時に

刊行了なりしは卷十二上まで  
再稿了なりしは卷十二下  
初稿了なりしは卷十三、卷十四、卷十七乃至卷二十、卷十五の初  
初稿未了なりしは卷十五の下三分二及卷十六  
であつた。さて焼失したのは卷十二下だけであるが初稿再稿共に焼失した  
何故に初稿の時卷十五及卷十六を後まはしにしたかといふに卷十四までは原本の順序のままに書いて來たが卷十四即東歌アトウタを註したついでに卷二十を註した。これは同卷の中に東歌と同類なる防人歌サキゴがあるからである。然るに之を註する間に南弘君が越中の郷土誌を寄贈し又は人から借りて貸與せられた。越中の郷土誌を参考すべきは卷十七、卷十八、卷十九であるが十五、十六を註してから十七以下にかかると人から借りてくれられた

書物を久しく留めおかねばならぬからそこで十五、十六を飛び越えて十七、十八、十九を註したのである。かくて十七以下を註し終へて萬葉集二十卷中今や残れるは十五と十六とのみである。から十五を註し始めて居ると彼大震火災が起つたのである。さうして卷十二下の稿本が焼けたから火災前に比して僅ながら残の業が多くなつたのである

さて九月十七日の夕方に、取敢へず避難してゐた櫻田本郷町の櫻田クラブから伊皿子の牧野邸に移り筆硯もそろひ同家から略解を借り又外山君が製本師の處へやつておいた國歌大觀が火を免かれたからと云うて持つて來てくれた上に晝の間はやはり櫻田クラブに出て火災の跡始末に忙しいが朝と夜とは暇があり室も美しく庭も廣くて気分がおちついたから十五卷の註を書き續がうとしたが困つた事には是まで使ひ來つた野紙

が一枚も無い。稿本はあるがそれを外して見本にやるには忍びぬ。そこで駒込の杏林舎の大井君にこれこれの野紙を大いそぎで刷らせてほしいと頼んでやつて十九日の夜から有合せの紙に書いて居ると廿一日に大井君が幸に以前の刷残があつたからと云うて野紙二十四枚を持つて來てくれられた。僅二十四枚の野紙ではあるが無事な時に珍書をもらつたよりうれしかつた

残部の註の出來た順序は十五、十二下、十六上下である。新考卷十五の奥書に十五、十六上下、十二下の順序とせるは記憶の誤である。さてその三冊半ほどを九月十九日から十一月一日まで四十四日の間に書き終へたがまだ十六の索引が残つて居た。それを作り又同巻の本文の句讀<sup>フ</sup>を切り果てて、十三以下はまだ初稿ながら萬葉集の全註が出來上つたのは恰十一月三日といふ國民









閑がなければ仕様がなまいといふ御話であつたが此頃正宗君よりの消息によれば先生も今夏からものして下さるゝやうな事である。然しそれは正宗君の活版所で印刷して珍書保存會の別冊として發刊するとの事で猶詳しい事は定まつてから報告しよう(○榎本幹事執筆)

萬葉集新考緒言

此書は明治四十三年十月以來つづきてもものせる萬葉集の講義の筆記中より前註特に古義の説と異なる處を抜出でて作れるなり。されば此書を読むには少くとも略解又は古義と對照すべし  
講釋前に一讀せしは加藤千蔭の略解と鹿持雅澄の古義とのみなれば二書の説に異なるは大概余の説なるをこたび此書を作るに當りて

圓珠庵契沖の代匠記

賀茂眞淵の考

本居宣長の玉の小琴(卷四まであり)

荒木田久老の槻ツキの落葉(卷三のみ)

富士谷御杖の燈アカシ(卷一のみ)

香川景樹の摺解稿本(卷四四まで)

近藤芳樹の註疏(卷三まで)

木村正辭博士の美ミ夫フ君クニ志シ(卷二まで)

以上八書を見渡して余の案の及ばざりし所を補ひしのみならず余の説と同じきがはやく右の書どもに見えたるは『何々に然云へり』と書改め又は『誰同説』と書加へて萬葉集註家の通弊を避くることにつとめき。されどなほ心附かずして先哲の説とことわらぬ處あるべし



萬葉集註家の通弊は他人の説を他人の説とことわらず讀者をして其人の説と誤信せしむる事なり。試に燈と古義卷一とを較べ槻の落葉と古義卷三とを較べ古義と註疏とを較べなば思半に過ぐべし。後の註家願はくは余の例に倣へ。大正三年十二月井上通泰識

南天莊藏幅寫真帖跋

明治四十三年十月に萬葉集の講義を始めて後に其手稿を正宗敦夫君等の盡力で萬葉集新考と名づけて出版する事になつたが大正四年五月に其第一冊を出版してから今日迄に第一帙五卷八冊第二帙五卷十一冊合計十卷十九冊を出版して余に取りては小ならざる此事業も既に半分完成した。そこで其紀念として何か催したいといふ事を同人中の有志から申出でられたが祝宴などの催はつまらない上に地方に居る門

人たちが參與する事が出来ぬから余の唯一の慰物なる書畫の中で大に過ぎて南天莊繪葉書に出されぬものを出版しては如何と提議した所がそれ結構といふ事であつたから平素最多く書齋の壁に懸くるもの二十四幅を擇びて簡單なる解説を附してここに南天莊藏幅寫真帖として大方の覽に供するのである。大正十年十二月南天莊主人

南天莊月報大正十二年七月

萬葉集新考は凡七分六脱稿せり。残れるは十五、十六と十九の下半とに過ぎず。十二下の第二稿(講釋前を第一稿とし附版前を第二稿とす)は清書を了へたれど正宗君に取込ありていまだ製版に著手せず

日記大正十二年九月一日

午後零時五分大地震。震後處々に出火す

夜八時過裏手なる植木屋旅館より出火し我家も類焼す。まづ娘及孫を、次いで妻及女中を櫻田クラブに立退かす

同上二日

六千巻にあまるふる書世の人の富にたぐへてほこりしもの  
を  
心さへ身さへつくしてつくりてしももちの書も残らざり  
けり  
残る世をいかにかもせむ三十とせにあまるいたづき烟と  
なりぬ

今一首は忘れつ

同上三日

たつか杖たにぎりもちてやけ跡に灰かきをれば秋の風ふ  
く

南天莊月報大正十二年十月

先生は九月十七日より芝區伊皿子町二十四番地牧野貞亮氏邸に移られたり。但日曜祭日の外は毎日櫻田俱樂部に出張せらる

九月十九日より牧野邸にて萬葉集新考の續稿に従事せらる』  
萬葉集新考の原稿は災後米井信夫氏に預けられしがやうやく閑を得て同家に赴きて調査せられしに焼失を免かれしは十三、十四、十五巻の初四十丁、十七、十八、十九、二十及總索引にて焼失せしは僅に十二下と十五の中間十五六丁とに過ぎざる事明瞭となれり(十五の下半と十六とは未稿なりき)。其後十五は完了したれば今や残れるは十六のみなり。目下は十二下の再稿に従事せらる(十月十五日記)

萬葉集新考卷十五初稿奥書

大正十二年九月二十六日牧野邸にて書畢へつ。十月六日全  
卷句讀

萬葉集新考卷十二下端書

此卷ははやく書終へしを大正十二年九月一日の火に焼失せ  
しかば伊皿子の牧野邸にて再書けるなり。草稿はもとより殘  
らず参考とすべき書どもはた乏しくて博く古人の説を尋ぬ  
るを得ざれば直に我家の代匠記、略解、古義に異なるを述べつ。  
さて主たる参考書を寄贈又は貸與せられしは左の人々なり

代匠記

白井光太郎氏

略解

牧野 貞亮氏

拙著新考

牧野 貞亮氏

國歌大觀(寄贈)

外山 且正氏

本居全集

遠藤 二郎氏

茲にその好意を謝す。大正十二年十月十三日 著者

日記大正十二年十一月一日

萬葉集二十卷今夕註了。十四年來の大事業終結す。但發表は十  
六卷の索引出來の後にする事

同上十一月三日

萬葉集新考今朝完成につき特に通知せし人々左の如し(○姓  
名略)

人の世にけふぞいでぬる十とせまり四とせとざしし門を  
ひらきて

われとわがなせるにあらずもろ人の我をすかして成せる  
なりけり

ながらへて父のあらばとなげくこそ晴れたる空の小雨な  
りけれ

萬葉集新考卷十六初稿奥書

大正十二年十一月三日稿了

南天莊月報大正十二年十一月

明治四十三年以來先生が拮据せられし萬葉集新考は十一月三日といふ由緒深き日の朝を以て牧野邸の一室にて完成したり。先生が漏されし言を承るに最近一年三箇月の間に筆を勵して十四卷以下七卷を註せられたるなりといふ。誰か其精力に驚かざらむ。就いては有志の間に大祝宴を開くべき計畫ありしかど先生が時節がら遠慮すべき事を力説せらるゝにより遺憾ながら中止す

日記大正十三年二月廿三日

櫻田クラブにて門下有志新考第一稿完成の内祝として小宴を開く

南天莊月報大正十三年十二月

十一月三日 先生は昨年十一月三日の朝子爵牧野貞亮氏の芝區伊皿子の邸にて萬葉集新考の稿を終へられし事當時月報にて報告せる如し。さて牧野子爵は此事を後代に傳ふべく其邸内なる茶室の園内に一碑を建てられ其表に

萬葉集新考脱稿紀念

其裏に

大正十二年十一月三日於當邸脱稿

と刻せしめられしが此日を以て第一回の紀念會を開かれき。當日主人は生憎供奉にて不在なりしかば悦子夫人並に家令牧野正臣氏主人に代りて先生の外六幹事(○外山、久保田、播磨、清水、鞍智、天野)と川島、草間、高橋(○直子)の三氏とを招きて盛饌を催されき(○祝歌略)